

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 琉球政府 機構・
人事・県民会議

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43358

復歸村兼具民今議之設置

アメリカ局長

File 琉球

秘密標記 (赤色)

参事官
北米第一課長

第 5 号

昭和 46 年 1 月 7 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



(件名)

復帰対策委員会議の設置

引用公・電信
日付・番号

往電才 608 号

マスターファイル
沖縄に別

昭和 45 年 12 月 25 日 琉球政府局長会議で決定

上記「復帰対策委員会議設置規則」1部別添

送付する。至五、本委員会議は、本年 1 月 1 日

付録添付 付録空便 (行) 付録空便 (DP) 付録船便 (貨) 付録船便 (郵)

本信送付先:

本信写送付先:

配付先:

GA-3-1

171 在外公館

正式決定し、委員一人選は目下復帰対策委員
行なわれているが、最終的には屋長主席ほか行政府
の上層部の意向も充分反映して決定される。

GA-4

外務省

- 事務官
- 参事官
- 海外調査
- 漁業
- 空
- 科学協力
- 連絡調整
- 査査
- 大分
- 事務



復帰対策県民会議設置規則(案)

(目的及び設置)

第一条 復帰対策に関し、広く県民の意志を反映せしめ、平和で豊かな沖縄県づくりに資するため琉球政府行政組織法(一九六一年立法第百号)第九条第一項の規定に基づき、復帰対策県民会議(以下「県民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 県民会議は、復帰対策に関する重要事項について行政主席の諮問に応じて調査審議するほか必要に応じ建議する。

(組織)

第三条 県民会議は、委員五十人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、行政主席が任命する。

2 委員の任期は、復帰の時までとする。

3 委員は非常勤とする。

(会長)

第五条 県民会議の会長は、委員の互選によって定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第六条 県民会議の会議は、会長が招集する。

2 県民会議は、その委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことはできない。

3 県民会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第七条 県民会議に次の三部会を置く。

行財政部会

産業経済部会

社会教育文化部会

二 部会は、二十人以内の委員をもって構成する。

三 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

四 部会に、部会長を置き、会長が指名する委員が、これに当たる。

五 部会長は、部会の事務を掌理する。

六 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第八条 部会は、その所掌事務に関し、必要があると認めるときは、学識経験のある者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

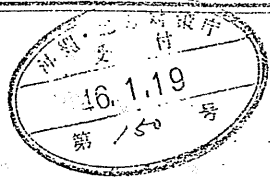
第九条 県民会議の庶務は、復帰対策室において処理する。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、県民会議の議事及び運営に関し、必要な事項は、会長が県民会議にかつて定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



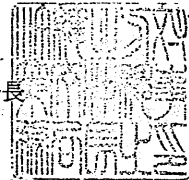
沖局第176号

ます。

昭和46年1月18日

沖縄・北方対策庁長官 殿

沖縄・北方対策庁沖縄事務局長



復帰対策県民会議の発足及び第1回会議の概要

について

琉球政府は、さる1月1日復帰対策県民会議設置規則を公布施行し、委員の人選等正式発足のための準備を進めていたが、同月16日、47名の委員を発令し、同会議を行政主席の諮問機関として正式に発足させるとともに、第1回の会議を開き、同日行政主席から諮問された諮問第1号の取扱い及び今後の会議の運営方針等を協議したので、資料を添えて、別添のとおりその審議概要を報告いたします。

おつて、当局においては、第二回以降の同会議の審議状況をひきつゞき掌握し、順次報告することといたしますので、申し添え

添付資料

- 1 復帰対策県民会議設置規則
- 2 復帰対策県民会議発令名簿
- 3 復帰対策県民会議の各部会名簿
- 4 復帰対策県民会議への行政主席諮問第1号文書
- 5 同上資料
- 6 復帰対策県民会議第1回会議次第

※1回 復帰対策県民会議審議概要

(昭和46年1月6日(土)午前10時、於 ぬま荘)

1. 会議次第 (添付資料6参照)

2. 行政主席あいさつ

78年復帰は、沖縄の重大転換機である。復帰対策

は、政府とやらが行うものではなく、県民の総意を結集

し、将来に悔を残さない平和で豊かな沖縄県を作る

う進めなければならない。県民会議各委員の英知と良

識を期待している。よろしく協力を願いたい。」

3. 瀬長復帰対策室長あいさつ

(復帰対策の経過及び今後の方向)

(1) 昨年11月20日、本土政府において、復帰対策室長の

先1次分が閣議決定され、目下、先2次分を1月10日に

閣議決定すべく作業を進めていると承知している。

(2) 返還協定は、6月頃調印されるものと観測している。

(3) 返還協定、暫定措置法、開発振興法は9月頃の議

時国会に提出されると聞いている。

(4) (1)~(3)の2から考え、実質的な復帰準備作業は、

この春頃では済まされるのではないかと。従って、復帰

準備は、この2~3月又は3~4月かやまされるであら

う。

(県民会議の性格及び役割)

(1) 県民会議は、膨大な復帰対策の全てを検討するだけ

なく、これらの中での最も基本的、共通の、全県民的な重要事

項を検討していただくことになっており、設置規則が一応

定められているが、形式はさながら、弾力的、実質的に

運用していただくこと。委員の中には、団体の役員等

をしていく人が多数いるが、極力肩書抜きで、自由な個人的立場で論議してほしい。過去の津鯉の歴史を見ても、立場立場でものを考え、論議してみても、結局結果は全て全県民に及人というものが実情のように思う。従って、立場や意見の相違があるのは当然だが、県民会議は、これに乗りこえ、全県民的な共通の母を求め、コンセンサスを得られるものについては、極力それを求めていくというそのような場所としてお考え願いたい。

4. 会長選出
 会長 庄里源彦氏 (公務員学校組合連合会長 元琉大学長)
 会長代理 上地一史氏 (津鯉タイムズ社長)

5. 会長あいさつ
 出来る限りコンセンサスを求められるよう検討審議してほしいので、この機会に願ってよろしく審議願いたい。

行政府にあつては、県民会議の意見を十分反映してもらえるようよろしく願いたい。

6. 諮問第1号についての説明及びこれに関連する質疑応答
 (注) 県民会議の今後の運営の問題をからんで、か例活発な論議が展開された。以下 質疑応答の概況

後藤議長長： 本日、諮問した
 ① 来る11月における「主幹」および「立法院議員」の選挙の実施の適否について
 ② 復帰時における「知事」または「知事の職務を行なう者」の取り扱い方について (添付資料と及び台参照)

については、行政府において検討しているが、いまだ方向を定めるまでには至っていない。立法院においても、種々検討しているようであるが、主幹(行政府)、立法院双方もそれぞれ当事者なので、いわば双三者的存在である県民会議のような場での県民のコンセンサスによって決めるのが

適当のようと思う。この諮問に関しては、法的措置が必
 要となる場合もあり、配布した資料（添付資料5）をも
 っと分析し、2月上旬迄までに答申を提出しければと思う。
 仲根委員：(1)県民会議に諮問する全ての事項及びそのスケジュール
 (2)返還協定調印の時期
 等を明確に示し、決らなふまえたうえで、優先的に審議
 すべきものをお決め、この会議の議題とすべきではないか。
 諮問文1号が最も優先すべき事項の1つともこのうち全体の
 中から考えてみるべきではないかと思う。また、第1次要綱
 も今後肉付けをしていく必要があるのではないか。この点につ
 いてはどうか考えているか。
 室長：返還協定は、前にも述べたとおり、目下日米間で
 交渉中で、5月早々には政府側の合意をみたというスグ

ーバトと聞いている。復帰の日も決まっていれば、おぼつか
 っていない重要事項もこのうちものがあるかよくわかんない。
 今後の県民会議への諮問事項もおぼつかっていない。
 (1) 行政の作業としては、
 1. 本土法適用に関する準備については、よく重要事項を除
 いてほぼ行政内で完了している。おぼつかっていない
 のは、琉球政府の賦税、債権債務、公社公庫、特
 別会計等の処理についてであるが、これも鋭意検討し
 ている。
 2. 国の優先機関、県条例の準備についても検討に着手している。
 3. 第1次要綱の肉付けの課題、第2次要綱にもられると思
 われるものについても各局で検討作業中である。
 という実情なので、資料としておぼつかない段階でお示しい。
 仲根委員：
 (1) 今日の諮問事項よりも返還協定の中身を諮問することが
 先決と思われる。
 (2) 第1次要綱について更に要望することができないか、でき
 ないかを知りたい。

① 次分についても何を議論し、何の問題と分っているの
 のを明らかにすべきではないか。
 ② 本土法適用について、沖縄とそれ以外の島嶼をい
 ちわいのについて、県民会議でのコンセンサスを得るこ
 とにしたい。
 以上(1)の(4)のことは、7月12日と13日付の整理
 に示してほしいと思う。どう考えるか。
 委員長： 次分の内容については、本土政府にたずねて
 いるところがあるが、次1次分は、それなりの全分について目
 下調整中というところだと思う。また、返答協定に因連する
 ものは除かれるのではない。又今後につめきならぬものは
 次1次に分るものと思う。内容はかなり膨大となる。

行政府として
 (1) 県国の機関をどうするか
 (2) 開発振興のための金融機関をどうするか
 (3) 開発振興計画の骨子、国の特別援助
 など、次1次に分るべき事項について、各局を調整し

ている。
 宮里(松)委員： 日琉間又は日米間で(ロ) 松本交渉(1) 事項
 (2) 松本合意(1) 事項 (3) 今後交渉(1) 事項を示
 (2) から、これをもとにして今後交渉される事項を審議
 (2) にして(1) のか、それと、個々の交渉事項を通じて
 以上のことが明らかにされるのか、方法を聞きたい。
 委員長： 今回の交渉案1号は、琉政側でコンセンサス
 得たほう正式に日琉間等で話し合っていくのが宜しいと思う。
 全体的なものとしては、日米交渉の内容は新聞等で報道さ
 れている以外は知らない。その他の本土政府との調整は
 次1次分は教育行政制度を除く点は、調整し、行政府の意向
 がとられている線を決っている。

お次についても、出来るだけ早く意見を表せたいわね。

この点については、資料としてお次次本に項目、順序などは今のところは未整理である。

亀甲委員： 果敢会議の性格はどうか。沖繩側の

の正論意見をこれからこの会議にはかきつけて、それを本

土政府に表すというのでは無い。合意は出来ないのだから

お次に残っているものを、お次に諮問するのとは違

うと言いたい。全般的なもので決めたい。

のかと受ける向きもある。当然だと思ふ。この点どうか。

委員長： おお行政部内でつまっているものが多

い。これを今後早急に、つめて本土政府と折衝して

いくというので、これらの事項をよく整理して順示し

諮問して欲しいと思つてゐる。

(注) この種の質疑応答を画して、果敢会議は、

① 行政部からついで諮問される事項を、審議する過程で全体の
の復帰対象の方向と理解し、これをふまえてお次で答へる。

② 行政部からは、行政部部内でつまっている事項は、
部内でついでつきた時点で、全果敢的を共通の重要事項
として諮問される。

等を理解したものと推察される。ただし会議としてこれを確認

する場合は、行為は特別と見なされる。この点から、会議全体

として統一的了解を得たいというお次を意味する。

お次を状況であった。

7 確認事項

お次お次の質疑応答のあと、会議は、確認事項として、

(1) 諮問番号は、今後お次お次部会におお次お次お次お次
全体会議で論議する。

一九六二年一月六日
第三編 邦内 邦外

公報 (号外)

発行所 琉球政府総務局
渉外広報部文書課
電話 政府 207
販売所 財務部庶務課
電話 政府 242

目次	ページ
規 則	1
〇 復帰対策県民会議設置規則 (規則第一号)	1
〇 法務局長事務専決規程の一部を改正する訓令 (訓令第一号)	2

規 則

規 則 第一号
 琉球政府行政組織法(一九六一年立法第百号)第九條第一項の決定に基づき、復帰対策県民会議設置規則を次のように定める。
 一九七一年一月一日

行政主席 屋 良 朝 苗
 復帰対策県民会議設置規則
 (目的及び設置)
 第一條 復帰準備に関し広く県民の意見を反映させ、もつて平和で豊かな沖縄

週一回(火、金)定期発行
必要に応じて号外発行

興づくりに資するため、琉球政府行政組織法(一九六一年立法第百号)第九條第一項の規定に基づき、復帰対策県民会議(以下「県民会議」という。)を設置する。
 (所掌事務)
 第二條 県民会議は、復帰準備に関する重要事項について、行政主席の諮問に依りて調査審議し、答申する。
 2 県民会議は、前項に關連する事項について必要があると認めるときは、行政主席に意見を述べることができる。
 (組織)
 第三條 県民会議は、行政主席が任命する委員五十人以内で組織する。
 2 委員の任期は、復歸の時までとする。
 3 委員は、非常勤とする。
 (会長)
 第四條 県民会議の会長は、委員の互選によつて定める。
 2 会長は、会務を総理する。
 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
 (会議の招集)
 第五條 県民会議の会議は、会長が招集する。
 2 県民会議は、その委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことはできない。
 3 県民会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 (部会)
 第六條 県民会議の事務を円滑にするため、次の三部会を設け、委員はそれぞれに部会に属する。
 行政部会
 産業経済部会
 社会教育文化部会
 2 部会は、二十人以内の委員をもつて構成する。
 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
 4 部会に、部会長を設け、会長が指名する委員がこれに当たる。
 5 部会長は、部会の事務を掌理する。

(2) 諮問資料についておこされている各政党等の意見を、次回までに事務局(復帰対策室)において取りまとめの提出する。

(3) 新たに諮問された事項については、約1週間~10日間の期間各委員が検討して次回にのぞむ。

(4) 会議の開催日は、前回の審議状況及び(3)の点を考慮し事務局が決定、委員に通知する。

(5) 全体会議の会議時間は、原則として約2時間とする。

これを決め、次回会議を終了した。

(散会 12時30分)

〃〃

復帰対策県民会議委員発令名簿

1971年1月16日付

氏名	職業	備考
安里源秀	公務員等共済組合理事長	
安里芳雄	那覇商工会議所専務	
安座間磨志	琉球海運社長	
池原久吉	沖縄市町村議会議長会会長	
池宮城香意	琉球新報社長	
池田満三郎	琉球漁業協同組合連合会専務	
稲福全志	沖縄医師会長	
上地一史	沖縄夕日又社長	
岡村顯平	沖縄県町村長会会長	
大城源平	農林漁業中央金庫理事長	
親川富蔵	社会福祉協議会事務局長	
喜久川宏	沖縄経済開発研究所専務	
金城清輝	沖縄銀行専務	
古賀正雄	沖縄青年会議所会頭	
新城均造	全沖労連委員長	
平良良松	沖縄県市長会会長	
平良良重	平良市長	
平良修	沖縄県立大学教員会会長	
平良恵三	税制審議会会長	
玉井喜八	沖縄離島振興協議会会長	

1971年1月1日 金曜日 公報 (号外第1号)

訓令

訓令第一号 法務局長事務専攻科規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

1971年1月1日

行政主務 局長 堀 直

法務局長事務専攻科規程(1970年訓令第40号)の一部を次のように改正する。

別表第4項を削り第5項を第4項とし、第6項から第10項までを1項ずつ繰り上げ、同表第11項中第(2)号を削り、第(3)号を第(2)とし、以下1号ずつ繰り上げ、同表第10項とし、第12項から第15項まで1項ずつ繰り上げ、同表に次の1項を加える。

15 人権擁護委員法(1970年立法第26号)に基づいた事項

(1) 第6条の規定による人権擁護委員の委員に就すること。

(2) 第15条の規定による人権擁護委員の解任に就すること。

官印

1971年1月6日第三種郵便物認可

6 部長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第七条 部会は、その所掌事務に關し必要があると思ふときは、学識経験のある者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(費用弁償)

第八条 委員及び第七条の規定による出席者に対しては、別に定めるところによりその範囲内で旅費及び手当を支給する。

(罰則)

第九条 部会の職務は、復讐糾弾等において処理する。

(雑則)

第十条 この規程に定めるところのほか、部会の議事及び運営に關し、必要な事項は、局長が部民会議に於て定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

附則 この訓令は、1971年1月1日から施行する。

氏名	職業	備考
知花成昇	琉球建設業協会事務局長	
桃原用永	石垣市長	
渡名喜藤子	かほい消費者の会々長	
渡久山寛三	琉球工業連合会	
島銘由金	沖縄青少年育成県民会議副会長	
島銘由憲	琉球農業協同組合連合会々長	
友寄信助	全沖縄軍労働組合書記長	
仲村栄春	琉球土地住宅公社総裁	
仲田昌繁	全日本労働総同盟沖縄地方同盟会長	
仲泉根悟	沖縄県祖国復帰協議会事務局長	
原国政良	琉球銀行副総裁	
比嘉利盛	公共企業体等労働委員会々長	
比嘉貞信	沖縄中村軍用地地主会連合会々長	
譜久山朝直	沖縄教育長協会々長	
船越尚友	沖縄経営者協会々長	
平野敷静	沖縄教職員会会長代行	
菅里悦	婦人連合会々長	
宮里松正	法制審議会委員	
宮里定三	沖縄観光連盟会長	
宮里辰彦	リウボウ社長	
森下田真弘	琉球水産協会々長	
山城栄徳	沖縄農業協同組合中央会々長	

氏名	職業	備考
石川憲伸	琉球大学教授	
宮里政玄	全	
山里将晃	全	
山島甲良	公務員	
山島仲吉	全	
以上 47 名		

復帰対策県民会議の各部会委員名簿 (五十音順)

行財政部会	産業経済部会	社会、教育、文化部会
安里 芳雄	安座間 啓志	安里 源秀
池原 久吉	糸満 三郎	稲福 全志
○池宮城 秀意	大城 源平	上地 一史
岡村 顕	喜久川 宏	親川 富蔵
金城 清輝	新城 均造	亀甲 康吉
砂川 恵伸	玉井 喜八	古賀 政雄
平良 恵三	知花 成昇	平良 修
平良 重信	渡久山 寛三	当銘 由金
平良 良松	渡名喜 藤子	桃原 用永
当銘 由憲	仲田 昌繁	仲宗根 悟
友寄 信助	原 国政良	比嘉 利盛
仲村 栄春	宮里 定三	譜久山 朝直
仲吉 良新	宮里 辰彦	○船越 尚友
比嘉 貞信	森田 真弘	平敷 静男
宮里 政玄	○山城 栄徳	宮里 悦
宮里 松正	山里 将晃	
16名	16名	15名

○印部会長



復対第 32 号
諮問第 1 号

復帰対策県民会議

復帰対策県民会議設置規則 (1971年1月1日規則第1号)

第2条の規定により次の事項について諮問します。

1971年1月14日

琉球政府

行政主席 屋良朝苗

- 1 来る11月における「主席」および「立法院議員」の選挙の実施の適否について
- 2 復帰時における「知事」または「知事の職務を行なう者」の取扱い方について

復帰時における知事等の取扱いについて
選挙の是非をめぐる問題点

主席（立法院議員）の選挙を、一九七一年十一月に行なうことが原則であろう。しかし、七二年の比較的早い時期に返還されるという予想が立つならば、改選された主席の任期は復帰時点までであり、暫定的に復帰後になんとしなくてもそう長期間に亘るべきではない。

なぜなら基本的な考え方として、選挙する、しないにかかわらず、旧体制を早目に清算し、新しい法律、諸制度の下で、知事、議員を選挙し、県政を確立する必要があるからである。

そのことを前提とするならば

1 選挙を行なう場合

(1) 十一月選挙は復帰準備という時期的な面で問題がある。つまりこの時期は復帰施策の準備、点検という対内外に関する折衝、調整等の業務を集中的に遂行しなければならず、また選挙の実施により県民の復帰施策に対する関心をそぐことは復帰準備にとつて得策ではない。

(2) 選挙された者の任期も短く、新政策をかかけて、公約を実行することも困難であろう。

(3) 短期間に選挙をくり返すことは県民に負担を強いることになる。

(4) 主席が進めてきた復帰施策に中断があつた場合には、そのスケジュールの変更や作業の渋滞が予想される。

◎選挙を行なう場合は、法令上講ずべき措置を必要としなす。

2 選挙を行なわない場合

(1) 選挙を行なわない場合、住民から信託された期間は三年であつたし、住民が選挙権および被選挙権を行使する機会を失なう。

(2) 返還協定等に対する民意を冲繩の選挙で問うべきだという主張に対しては応えられなくなる。

◎選挙を行なわない場合には、次のような法令上の措置が必要である。

ア 大統領行政命令の改正

イ 行政主席選挙法の改正

ウ 立法院議員選挙法の改正

二 知事および専決処分について

沖縄の施政権返還の時点から直ちに日本国憲法および地方自治法等に基づいた新しい沖縄県が発足する。その場合、緊急かつ重要な事項は、沖縄県政事務の最高執行責任者たる知事をどうするかという問題がある。それに対処する方法として、大きく分けて次の二つの措置が考えられる。なお、このほかにも、復帰時点から沖縄県議会による条例制定等が必要になるが、これが復帰後直ちに成立しなければなおのこと、また何等かの形で成立したとしても最少限の応急的措置も必要とされる。

1 事前に復帰後の沖縄県知事となる者を選挙して、復帰時点から公選知事として就任させる。

この場合は、「沖縄住民の国政参加特別措置法（法律第四十九号）」に沿ってとられた措置と同じような考え方にたつて事前に本土において、「沖縄県知事の選挙等に関する特別措置法（仮称）」のような特別法を制定し、それに対応して沖縄でも復帰前に知事選挙法を制定する必要がある。

2 復帰後、公選による知事が就任するまでの間、一時的応急措置として知事の職務を行なう者を選定する。この場合、さらに次のような二つの方法が考えられる。

(1) 復帰の際、主席であつた者を「知事とみなす」措置による暫定知事

(2) 復帰の際、主席であつた者をもつて「知事の職務を行なう者とする」措置による知事の職務執行者

ただし、上記の何れの場合においても、主席の在任者が欠けた場合についての措置が必要である。

なお、以上のほか、任命制については、地方自治の本旨から反対すべきである。

(3) なお、上記(1)、(2)の「暫定知事」または「知事職務執行者」の職務としては、次のようなものが考えられる。

ア 地方公共団体の必要な事務を臨時的、暫定的に処理する。

イ 条例等の専決処分、規則の制定

ウ 選挙管理事務の確立

エ その他県民を代表すること

3 本来ならば、県の議会において、条例等を制定するのが原則であるが、しかし復帰時においては、その余裕がない。従つて県政事務に空白を生じさせないためには、「知事」に条例の制定その他の処分権限を付与する必要がある。しかしその場合であつて

復 帰 対 策 県 民 会 議

1971年1月13日

会 次 第

- 1 辞令交付 (行政主席)
- 2 行政主席あいさつ
(開会)
- 3 復帰対策室長あいさつ
- 4 仮議長選出
- 5 会長選任 (規則第4条第1項)
- 6 会長あいさつ
- 7 会長代理指名 (規則第4条第3項)
- 8 規則説明 (総括参事官)
- 9 委員の部会指名 (会長、規則第6条第3項)
- 10 部会長および代理指名 (会長、規則第6条第4項)
- 11 諮問事項の説明 (復帰対策室長)
- 12 運営方法等打合せ

閉 会

三 その他の問題

も必要最少限度にとどめるべきである

以上復帰時における知事等の取扱いについて、検討してきたが、議会議員についても、原則的に同様なことが言える。しかし、前記2の方法をとると、議会の場合は議員の公選されるまでの短期間であれば、県政へのつなぎは、「知事」でもつて一応はカバーされよう。復帰後は定数や選挙区も大巾に異なってくる。

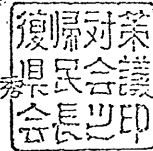
さらに暫定措置が講じられたとしても実際問題としては、次に行なわれる選挙との関係からみて議会の本来の機能を果せるか何うかは疑問が残る。

復対第 3 号

1971年2月5日

行政主席 殿

復帰対策県民会議
会長 安里源 秀



「来る11月における主席および立法院議員の選挙
の実施の適否について」に関する諮問に対する答申
について

みだしのことについて、1971年2月5日開催の第3回復帰対策
県民会議において、下記のとおり決定しましたので答申します。

記

- 1 「来る11月における主席および立法院議員の選挙の実施の適否
について」は、これを行なわない。

なお、少数意見として「実施すべきである」という意見もあつた。

写

復対第 58 号

諮問第 2 号

復帰対策県民会議

復帰対策県民会議設置規則(1971年1月1日規則第1号)

第2条の規定により、次の事項について諮問します。

1971年2月1日

行政主席 屋良朝苗

- 1 復帰後の沖縄における政策金融機関のあり方について
- 2 返還協定関係要請事項

復帰対策県民会議委員名簿

○印会長 △印会長代理 (五十音順)

氏名	氏名	氏名
○安里源秀	平良修	平敷静男
安里芳雄	平良恵三	宫里悦
安座間磨志	玉井喜八	宫里松正
池原久吉	知花成昇	宫里定三
池宮城秀意	桃原用永	宫里辰彦
糸満三郎	渡名喜藤子	宫里政玄
稻福全志	渡久山寛三	森田真弘
△上地一史	当銘由金	山里将晃
岡村源平	当銘由憲	山城栄徳
大城富蔵	友寄信助	与那嶺勇
親川康吉	仲村栄春	
亀甲宏	仲田昌繁	
喜久川清輝	仲宗根悟	
金城正雄	仲吉良新	
古賀均造	原国政利	
新城恵伸	比嘉利貞	
砂川良松	比嘉貞朝	
平良重信	譜久山朝直	
	船越尚友	

以上48名

復帰対策県民会議の各部会委員名簿

○印部会長 (五十音順)

行財政部会	産業経済部会	社会、教育、文化部会
安里芳雄	安座間磨志	安里源秀
池原久吉	糸満三郎	安福全志
○池宮城秀意	大城源平	上地一史
岡村清輝	喜久川均造	親川甲康吉
金城恵伸	新玉井喜八	古賀正雄
砂川良恵三	知花成昇	平良修
平良重信	渡久山寛三	当銘由金
平良良松	渡名喜藤子	桃原用永
当銘由憲	仲田昌繁	仲宗根悟
友寄信助	原国政利	比嘉利盛
仲村栄春	宫里定三	譜久山朝直
仲吉良新	宫里辰彦	○船越尚友
比嘉利貞	泰田真弘	平敷静男
宫里政玄	○山城栄徳	宫里悦
松正	山里将晃	与那嶺勇

16名 16名 16名

返還協定關係要請事項

復帰対策室

番号	項 目	内 容 (要 旨)	備 考
1	請 求 権	<p>講和発効の前後を問わず米国政府および米国軍人、軍属等の行為により蒙つた下記のような財産および人身損害に対する賠償責任は、日米両^①政府の何れにあるかを明確にする。若し、これについて米国政府の責任を免除するのであれば、日本政府が全面的に責任を負う措置を講ずる。</p> <p>(1) 軍用地の復元補償 (2) 軍用地の取得に伴う通損補償 (3) 入会制限に伴う損失補償 (4) 財産および人身損害の賠償 (5) 軍用地内の滅失地の取扱 (6) 未払軍用地料の措置</p>	<p>1 経過</p> <p>(1) . (2) . (3) および(4)については 1970年11月9日復帰準備委員会に提案した。</p> <p>(3) (5) . (6)については近く復帰準備委員会に提案すべく準備中である。</p> <p>2 資料(別添)</p>
2	軍用地の取扱い	<p>復帰時における軍用地の取扱いについては、沖縄の軍用地地主が過去25年余に亘つて蒙つた不当な損失が回復されると同時に個々の地主の權益が最大限に尊重されるよう特段の配慮をなすべきである。</p> <p>(1) 軍用地に対する地位協定の適用 (2) 非細分土地 (3) 土地裁判所訴願事案の処理 (4) 軍用地の解放(基地の縮小整理) (5) 一時使用許可地(黙認耕作地)</p>	<p>1 経過</p> <p>(1) . (2) . (3)については1970年11月9日復帰準備委員会に提案した。</p> <p>(4) . (5)については近く復帰準備委員会に提案すべく準備中である。</p> <p>2 資料(別添)</p>

3	米 国 管 理 資 産	<p>米国の統治期間中の米国または米国政府の沖縄に対する支出金および米国管理資産は沖縄県の所有に帰属すべきであり、従つて復帰時において、日本政府もこれに対する買取り等の債務を負う性質のものでなく、沖縄県の資産とする前提に立つて措置を講ずべきである。</p>	<p>1 経過</p> <p>(1) 1969年に日米両政府に要請。</p> <p>(2) 琉球開発金融公社については1970年 復帰準備委員会にも提案 1.経過 高裁首席判事からも同様な措置の請がある。</p> <p>2.資料(別添)</p>
4	裁 判 の 効 力	<p>(1) 民事裁判の効力</p> <p>公の秩序または善良の風俗に反しない限り、琉球政府裁判所の裁判の効力を承認し、且つ、それらの効力を完全に存続させるものとする。</p> <p>(2) 刑事裁判の効力</p> <p>琉球政府裁判所がなした裁判の効力については、その効力を承認し、且つ、その効力を完全に存続させるものとする。</p> <p>(3) 復帰時において、琉球政府裁判所に継続中の民事および刑事事件については、裁判権を引き継ぎ、且つ、引き続き裁判および執行するものとする。</p> <p>(4) 上記以外の裁判所の効力は認めない。 裁判</p>	

1971年2月3日

資料

(局長会議用)

復帰対策室

目 次

	ページ
1. 請求権	1
(1) 軍用地の復元補償	1
(2) 軍用地の取得に伴う通損補償	1
(3) 入会制限に伴う損失補償	1
(4) 財産及び人身損害の賠償	2
(5) 軍用地内の滅失地の取扱	2
(6) 未払軍用地料の措置	3
2 軍用地の取扱い	4
(1) 軍用地に対する地位協定の適用	4
(2) 非細分土地	4
(3) 土地裁判所訴願事案の処理	4
(4) 軍用地の解放（基地の縮小整理）	4
(5) 一時使用許可地（黙認耕作地）	5
3 米園管理資産	6
(1) 米園が沖縄に投入した現金等 (FY 1947 ~ FY 1968)	8
(2) USCAR 管理資産（1968.6.30 現在）	8
(3) 債務性について	9
4 裁判の効力	10
(1) 琉球政府裁判所の民事及び刑事裁判の効力	10
(2) 上記以外の裁判の効力	11

1 請求権

(1) 軍用地の復元補償

米国政府によつて使用が開始された土地で復帰前に復元補償がなされないまま返還された土地および復帰後も引き続き^⑤日本^④政府によつて使用されて返還される土地に関し、その復元補償責任が日本^④米^⑤両政府の何れにあるかについて返還協定で明確にしてもらいたい。若し、この中で米国政府の責任が免除される場合は、日本^④政府が全面的に補償するよう措置を講ずべきである。

(2) 軍用地の取得に伴う通損補償

従来沖縄において米国政府が取得している軍用地については、それに伴つて通常生ずる損失の一部（離作、残地、隣接財産および漁業に対する補償）についての補償がなされていない。復帰の際には、これらの補償責任が日米^⑤両^④政府の何れにあるかについて、返還協定の中で明確にしてもらいたい。若し、この中で、米国政府の責任が免除される場合は、日本^④政府が全面的に補償するよう措置を講ずべきである。

(3) 入会制限に伴う損失補償

ア 従来入会慣行のあつた山野（国県有）が米軍の演習場として接収され、当該山野への立入が制限または禁止された

ため、粗菜、山菜、飼料、薪炭等の採取が困難になつて損失を受けているが、これに対して米合衆国は、なんらの補償も行なつていない。

イ この種の損失について、本土の場合は適正に補償されているので、沖縄のこの種の損失についても、当然補償されるべきであると思料する。

従つて、この種の損失については、返還協定の中で日米両国^④のいずれが補償責任を負うかについて明確にしてもらいたい。なお、返還協定においてこれらの請求権が放棄される場合は、日本^④政府が全面的に補償するよう措置を講ずべきである。

(4) 財産および人身損害の賠償

講和前、講和後の如何にかかわらず、未補償になつている米合衆国の軍隊、軍人および軍属等の不法行為による財産および人身損害に対する賠償責任について、日米両政府の何れがその責任を負うか、返還協定の中で明確にもらいたい。若し、この中で、米国政府の責任が免除される場合は、日本^④政府が全面的に補償するよう措置すべきである。

5 軍用地内の滅失地の取扱

沖縄における軍用地には、たとえば那覇軍港湾のように

米軍によつて土地がつぶされ、公有水面になつてところがあるが、このような土地は地図及び台帳に基づき米^国と地主との間で賃貸借を締結して、地料が支払いされている。

復帰に伴い、この滅失地がどのように措置されるかが問題であるが、仮に地位協定に基づく施設および区域として編入された場合は日本^国政府において適正価格で補償してもらいたいというのが関係地主の要望である。

(c) 未払軍用地料の措置

ア 米合衆国が直接収用した軍用地の賃貸料は、琉球政府に委託して地主に支払つていますが、その中には地主の居所不明等の理由で復帰までに支払えないものが相当額予想される。

イ 当該賃貸料は、10年間は琉球政府が保管して支払つていますが、10年を経過したものは米合衆国に返還している。地主は返還後においても米合衆国へ請求できることになつて

いる。ウ 当該賃貸料のうち、復帰までに琉球政府が保管しているもの、米合衆国に返還したものについては、日米^国両政府の協議により復帰の際に日本政府が引きついで、地主への支払措置を講じてもらいたい。

2 軍用地の取扱

(1) 軍用地に対する地位協定の適用

日本政府は、復帰時において地位協定の適用により沖縄に軍用地を取得するに当つては、便宜的に一括処理等の方法によらず、地主の意思が最大に尊重されるよう個々の地主と新たな賃貸借契約を締結するようにしてもらいたい。

(2) 非細分土地

沖縄の軍用地の中の非細分土地については、復帰後もその制度をそのまま認めて市町村の管理とし、地料は当該市町村に支払われるよう措置を講じてもらいたい。

(3) 土地裁判所訴事事案の処理

土地裁判所に訴願された事案で復帰の時までに棄却され、又は未処理となつている事案については、日本政府において適正な救済措置を講じてもらいたい。

(4) 軍用地の解放(基地の縮小整理)

ア 沖縄における軍用地面積の比率は、沖縄総陸地の8.7%でそのほとんどが沖縄本島(14%)に集中して

いる。また、耕地面積について比較すると、沖縄全耕地の11.27%にも達している。以上は、軍用地から国県有地を除いた比較であつて、これを含めると軍用地の割合はもつと高くなる。

イ もともと、沖縄は土地が狭いが、それに加えて上記のよ
うに軍用地の占める割合は、本土のそれより遙かに高く、
それがまた、那覇近郊や中部地区では、軍用地と民間地区
が混在しているので、都市計画、経済開発および住宅地造
成などの上で、大きな障害となつている。従つて豊かな県
作りのためには、早急に軍用地の解放を促進すべきである。

(5) 一時使用許可地（黙認耕作地）

ア 軍用地で、地主等が米軍から一時使用許可を得て使用し
ている土地が1,600万坪あり、そのうち実際に農耕して
いる土地が約600万坪あると思われる。これらの土地は、
布令第20号によつて一時使用権が付与された土地で、地
料は全額支払いされている。

イ 本土の施設及び区域内の一時使用許可地の地料は、一時
使用による収益を勘案して10%をくだらない割合を減じ
た額で支払いされている。

復帰に伴う地位協定の適用により、沖縄の一時使用許可
地が本土なみに措置されると一時使用許可地の地料が半減
することになるので、地主にとっては大きな問題である。

ウ 従つて、本土政府は、復帰に伴い沖縄の一時使用許可地
の耕作者に不安を与えないよう次の措置を講じてもらいたい。

(7) 布令第20号に基づき付与された一時使用権の保護措置

(4) 地料の全額支払措置

3 米管理資産

昭和27年4月に締結された日米平和条約は、わが国に独立
と発展の新しい基盤をあたえたが、その反面において、わが沖
縄は県民の意志にかかわらず、今日まで4半世紀にわたつて、
米国の支配下におかれたのであります。その間、私たちは本土
あるいは、自由諸国の防壁として自ら好まない十字架を背負い
ながらも、ひたすら祖國復帰を願いつつ、日米両政府の財政支
出と、県民の努力によつて、今日の沖縄を築きあげたのであり
ます。

日米平和条約締結後20年にして、祖國復帰することが確定
した現在、私たち沖縄県民は、沖縄の施政権返還に伴う諸種
のとり決めに当つて、県民の意思が再び無視されることがないよ
う次の事項について要請する次第であります。

施政権返還交渉の進展している中で、戦後の沖縄における米
国支出金及び米管理資産の処理問題が、日米間の重要な務
議事項となつているようではありますが、このことは過去25年
にわたつて、これら支出金、資産等が県民の所有に属すると信
じてきた百万県民にとつて、まことに心外の感を抱かせるもの

があります。これら米国支出金及び米国管理資産は、次の理由によつて、沖縄県民の所有に属するものと考えますので、この趣旨が、実現できるようにご配慮願いたいのであります。

まず、理由の第一点は、唯一の施政権者たる米国が、沖縄県民の福祉および社会経済の発展のために投資した支出金、資産等は、統治責任者としての当然の統治費であります。

その第二点は、これら支出金、資産金等の中には、沖縄県民の多年の努力によつて増殖された部分が大きいということであり、ます。

なお、最後に米国議会における議員または政府当局者の証言およびその他によつても、これらの支出金および資産の債務性については、これを否定するとともに、これが住民のものであることが述べられています。

これらの理由によつて、これまでに、米国または琉球列島米国民政府によつて沖縄に支出された支出金または資産等については、沖縄県民の所有に属するものと解し、沖縄県民はもちろん、本土政府においても、その債務を負う必要はないものと考えるのであります。

よつて、この問題の今後の処理に当りましては、県民の意志が十分に反映されますよう、以下の資料を添えて要請します。

資料

沖縄における米国支出およびUSOAR管理資産ならびにその債務性について

(1) 米国が沖縄に投入した現金等 (FY 1967~1968) は次のとおりである。
(但し、純軍用的なもの含まず。)

(単位：千ドル)

合計	借 款	GARIOA, ARIA等	PL488物資援助	移 住 資 金	海外移住資金(MSA)	備 考
総 額	348,082	17,659	289,408	37,024	2,811	1,180
南米移民援助	1,180					1,180
補償的なもの	2,811			2,811		軍用地立退者の移住援助
"	11,162		11,162			琉球の一般企業導入またはDBの工事後引を懸念したものの
リパツク	28,954		28,954			HIVAO (宗教団体よりの贈与物資)。
災害援助	8,070		8,070			合衆災害援助物資。
USOAR行政費	45,264		45,264			USOARの行政費。
技術援助	10,812		10,812			USOAR管理
輸 送 費	13,551		13,551			"
物 資	108,934		108,934			見返資金化され一部はUSOAR公程に出資された。
琉球の事業	56,006		56,006			琉政事業費。
建設投資	43,314		43,314			道路、発電機、水道施設等、軍と共用。一部はUSOAR公程に出資された。
中金出資	365		365			
借 款	17,659	17,659				

(2) USOAR管理資産 (General Fund) 1968年6月30日現在 (単位：千ドル) は次のとおりである。

総 計	三公社と琉銀	そ の 他	備 考
総 資 産	128,480	116,961	11,519
負 債	18,732	17,366	1,366
純 資 産	109,747	99,595	10,152
利益剰余再投資	42,256	39,871	2,385
一般資金から (石油販売基金)	28,591	27,043	1,548
見返資金から	21,168	17,277	3,891
その他の	2,482	153	2,329
軍	132	132	-
GARIOA, ARIA等	15,119	15,119	-

注：1.2とも日米琉球開発委員会琉球政府代表事務所提供

(3) 債務性について

ア 明確に債務とされるのは、電力施設建設のため電力公社が米財務省から借入れた10,247千ドルと、開発金融公社が行なつた余剰農産物借款7,412千ドル、計17,659千ドルのみ。(両社ともUSCAR管理公社)

イ 援助の内容は、ラテンアメリカ援助の一環としての沖縄移民への支出、軍用地立退者の移住援助や米国民の安全のため琉球政府活動に対する補償的なもの、宗教団体による慈善的物資贈与、台風災害援助物資、米民政府の行政費、住民の海外研修勉強道路、発送電施設、水道施設など米軍と共用する施設を含んでいるが、これは施政権者の当然の統治費用である。

ウ GARIOAなどの援助は、西独や日本など外国の場合と異なり、沖縄は米国の施政権下にあつたこと、従つて施政権者の統治費用(義務的な)という性格が強かつたことを考慮すべきであろう。

エ 良好な状態で維持管理運営され、資産価値の大きいものとしては、道路、港湾ならびに General Fund (三公社を含む。)がある。

それらの中には軍民共用がある。また USCAR General Fund

は米国の Tax payer の負担による分は一部(15,251千ドル)であり、大部分(94,497千ドル)は沖縄で増殖されたものである。

オ 米国の沖縄援助や資産の債務性については、債務性の立証は難しく、援助は贈与であり、General Fund の資産は沖縄住民に無償で移管されるべきものと解釈される。

4 裁判の効力

(1) 琉球政府裁判所の刑事及び民事の裁判を有効とする。

ア 施政権の分離が長期に亘つており、事件費が尨大である上に、訴訟資料も散逸していることが予想されるので、裁判のやり直しは実務上不可能である。なお、琉球政府裁判所の取り扱つた裁判件数(但し、1959年~1969年)は次のとおりである。

(7) 民事 205,925

(1) 刑事 387,204

(7) 家事 45,540

(4) 少年 95,624(但し、1961~1969年)

イ 既済の裁判の効力を前提として、その上に法律秩序が形成されているので、裁判のやり直しは、法的安定性を害する。

ウ 沖縄における琉球政府裁判所の適用した法令(実体法及

び手続法)の殆んど、司法事務の処理は本土と同一である。

エ 沖縄は、歴史的・政治的・文化のおよび社会的な面において、本土と本質的に同一基盤を有する。

(2) 上記以外の裁判の効力を認めない。

ア 米国民政府裁判所等の裁判は、裁判所の構成、適用法令(実体法及び手続法)、その運用等の面からみて、本土および沖縄とは異つた社会的基盤の上に立つた法律制度であり、しかも、軍事目的をもつ内容が濃厚である。

イ 大統領行政命令、布告布令の制定改廃について、直接商榷を問わず、住民が参加し、その当否に意志表示をする機会もなく、統治者の一方向的に制定公布するので、基本的人権の保障に欠けている。

ウ 実際の裁判の運用に当つて、外国語による審理がなされ、被告に充分な弁明の機会を与えているかも疑わしい等、被告人に正当な法の手続による保障がなされていたとはいひ難い。

復帰後の沖縄における政策金融機関のあり方について

(沖縄総合開発特別措置法「仮称」関係事項)

一 戦後長期間本土と分離されていたことに伴い、本土の政策金融機関との関係外におかれてきた沖縄の産業経済基盤は、きわめて脆弱であり、本土との経済的格差も大きい。

復帰後、沖縄経済の振興開発を促進し、県民生活の向上と安定を図るためには、現在枯渇している長貯資金の円滑な供給を確保する必要がある。

この目的を達成するためには、どのような政策金融機関のあり方が妥当であろうか。

二 沖縄における政策金融機関のあり方としては、大別して次の3形態が考えられる。

1 個別方式

- (1) 本土の各政策金融機関が、支店等を設け、あるいは地元金融機関に業務を委託する形で、各県に沖縄に進出して業務を行なう。
- (2) 金利、期間等の貸付条件は、本土の各機関並みと予想される。
- (3) 沖縄の既存機関の資産、負債等はそれぞれ相当する機関に区分して引き継ぐ。

2 総合方式

- (1) 沖縄の各政策金融機関を可能な限り統合し、それを母体として沖縄開発金融公庫(仮称)を新設する。この公庫は、沖縄の開発金融を行なうほか、本土の各機関の委託業務を行なうものとする。
- (2) 新設の機関であるので、金利、期間等の条件については、沖縄の現状にマッチした条件を定めることが可能であると思われる。
- (3) 統合される沖縄の既存機関の資産・負債等は本公庫に引き継ぐ。

3 混合方式

- (1) 個別方式と総合方式の中間案であり、新公庫を新設するが、その業務は沖縄の開発のための業務、および本土の一部機関の業務に相当するものとする。

(2) 金利・期間等の条件は、公庫の業務分野については、上記2に準じ、他の金融機関については、上記1になるものと思われる。

(3) この公庫の業務分野に相当する沖縄の既存機関の資産・負債等は、この公庫に引き継ぐ。

上記3はさきに琉球政府が作成し、沖縄総合開発特別措置法要項として本土政府に要請した内容の金融機関と同様または類似のものである。

三 以上の各方式については、各々その方式独特の特質があるが、更にその内容についてみると、下記のとおり各様様の利害得失が考えられる。

方 式	長 所	問 題 点
1 個別方式	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 資金量については、本土を含めてプールで考慮される。 ◦ 各機関とも直轄による融資の利便が得やすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 国ベースの条件等が適用される（貸付の決定等）ことから県の意志が反映されるかどうか疑問である。 ◦ 借入側に対する諸条件（金利、期間等）は、本土を含めて画一的に適用され特例が乏しい。 ◦ 融資についても本土側と適合する。
2 総合方式	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 金利、期間等は、新たな特別措置が考慮され得るので、借入側にとっては有利である。 ◦ 資金量の範囲では、融資について本土側と競合しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 資金量は、沖縄県の規模（人口、生産等）を基準として定められるおそれがあり、需要をみたし得るかどうか疑問である。 ◦ 他の金融機関から委託する資金量についても、充分な量が得られるか疑問である。 ◦ 一切の政策金融制度を単一の機関に権限を集中し過ぎて好ましくない。
3 混合方式	<p>上記1、2の長所を併せもち、短所を補うことができる。</p>	

本土の政策金融機関に対応する沖縄の政策金融機関・融資特別会計			
	本土の政策金融機関	沖縄の政策金融機関・融資特別会計	備 考
政 府 関 係 金 融 機 関	国民金融公庫	大衆金融公庫 琉球開発金融公社 農林漁業資金融通特別会計	繰上資金
	住宅金融公庫	琉球開発金融公社 住宅建設資金融通特別会計	1969年まで、現在ほ 高のみ
	農林漁業金融公庫	農林漁業資金融通特別会計 産業開発資金融通特別会計 琉球開発金融公社	農漁業、漁船建造、 パインアップル資金 繁殖牛等購入資金 畜産・漁業
	中小企業金融公庫	大衆金融公庫 琉球開発金融公社 産業開発資金融通特別会計 農林漁業資金融通特別会計 運搬船建造資金融通特別会計	
	公営企業金融公庫	琉球開発金融公社 運搬船建造資金融通特別会計	市町村水道事業 市町村分
	医療金融公庫	大衆金融公庫	
	環境衛生金融公庫	大衆金融公庫	

	中小企業信用保険公庫	該当なし	信用保証協会は存在する。
	北、道東北開発金融公庫	該当なし	地域開発金融
	日本開発銀行	琉球開発金融公社 産業開発資金融通特別会計	
	日本輸出入銀行	該当なし	
	奄美群島振興信用基金	該当なし	小口の事業資金貸付
系統金融機関	商工組合中央金庫	該当なし	
	農林中央金庫 信 連	農林漁業中央金庫	

(参 考)

その他融資業務を行なっている本土の機関等としては次のものがある。

年金福祉事業団

雇用促進事業団

公害防止事業団

船舶整備公団

(沖縄では、運送船建造資金特別会計)

社会福祉事業振興会

私学振興会

(沖縄にも私学振興会あり)

中小企業振興事業団

海外移住事業団

産炭地域振興事業団

石炭合理化事業団

石炭鉱害事業団

金属鉱物採鉱促進事業団

石油開発公団

海外経済協力基金

開拓者資金融通特別会計

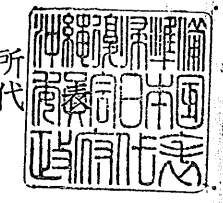
局長
参事官
参事官
北米一課長

秘密標記 (赤色)

() 第 37 号
昭和 46 年 1 月 21 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



(件名)
復帰対策委員会

引用公・電信
日付・番号 往電才 94 号 — 又又外一ツル 沖繩に あり

行政府復帰対策室から入手した本件会議
委員名簿及び屋良主席による諮問状等、別添
送付あり。

付録添付 付録空便 (行) 付録空便 (DP) 付録船便 (貨) 付録船便 (郵)
本信送付先：
本信写送付先：
配付先：

要理
首席事務官
(方)
海外調整
漁業
(空)
科協力
連絡調整
調査
力子父
局庶務



GA-3-1

230

在外公館

0
W
T
A
12
37
送
入
手
了
り

(一九六一年一月六日)
第三種郵便物認可

公報

(号外)

発行所
琉球政府総務局
渉外広報部文書課
電話 政府 207

販売所
財務部用度課
電話 政府 242

目次	ページ
規 則	1
訓 令	2

規 則

規則第一号
琉球政府行政組織法(一九六一年立法第百号)第九條第一項の基に基づき、復帰対策県民会議設置規則を次のように定める。
一九七一年一月一日

行政主席 屋 良 朝 苗

(目的及び設置)
第一条 復帰準備に関し広く県民の意志を反映させ、もつて、^規で豊かな沖縄

週一回(火、金)定期発行
必要に應じ号外発行

県づくりに資するため、琉球政府行政組織法(一九六一年立法第百号)第九條第一項の規定に基づき、復帰対策県民会議(以下「県民会議」という。)を設置する。
(所掌事務)
第二条 県民会議は、復帰準備に関する重要事項について、行政主席の諮問に
応じて調査審議し、答申する。
2 県民会議は、前項に関連する事項について必要があると認めるときは、行政主席に意見を述べることができる。
(組織)
第三条 県民会議は、行政主席が任命する委員五十人以内で組織する。
2 委員の任期は、復帰の時までとする。
3 委員は、非常勤とする。
(会長)
第四条 県民会議の会長は、委員の互選によつて定める。
2 会長は、会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
(会議の招集)
第五条 県民会議の会議は、会長が招集する。
2 県民会議は、その委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことはできない。
3 県民会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
第六条 県民会議の事務を円滑にするため、次の三部会を置き、委員はそれぞれ三部会に属する。
行政部会
産業経済部会
社会教育文化部会
2 部会は、二十人以内の委員をもつて構成する。
3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
4 部会に、部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
5 部会長は、部会事務を掌理する。

6 部長に事故があるときは、あらかじめその旨を、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第七条 部会は、その所掌事務に関し必要があると認めるときは、学識経験のある者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(費用弁償)

第八条 委員及び第七条の規定による出席者に対しては、別に定めるところにより予算の範囲内で旅費及び手当を支給する。

(庶務)

第九条 県民会議の庶務は、復興対策室において処理する。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、県民会議の議事及び運営に関し、必要な事項は、会長が県民会議にかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

訓令第1号

法務局長事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

1971年1月1日

行政主 席 屋 良 朝 苗

法務局長事務専決規程の一部を改正する訓令

法務局長事務専決規程(1970年訓令第40号)の一部を次のように改正する。
別表中第4項を削り第5項を第4項とし、第6項から第10項までを1項ずつ繰り上げ、同表第11項中第(2)号を削り、第(3)号を第(2)とし、以下1号ずつ繰り上げ、同項を第10項とし、第12項から第15項まで1項ずつ繰り上げ、同表に次の1項を加える。

15 人権擁護委員法(1970年立法第26号)に基づき次の事項

(1) 第6条の規定による人権擁護委員の委嘱に関する事。

(2) 第15条の規定による人権擁護委員の解職に関する事。

附 則
この訓令は、1971年1月1日から施行する。

晒 印 刷

復帰時における知事等の取扱いについて

選挙の是非をめぐる問題点

主席（立法院議員）の選挙を、一九七一年十一月に行なうことが原則であろう。しかし、七二年の比較的早い時期に返還されるという予想が立つならば、改選された主席の任期は復帰時点までであり、暫定的に復帰後につなぐとしてもそう長期間に亘るべきではない。

なぜなら基本的な考え方として、選挙する、しないにかかわらず、旧体制を早目に清算し、新しい法律、諸制度の下で、知事、議員を選挙し、県政を確立する必要があるからである。

そのことを前提とするならば

1 選挙を行なう場合

(1) 十一月選挙は復帰準備という時期的な面で問題がある。つまりこの時期は復帰施策の準備、点検という対内外に關する折衝、調整等の業務を集中的に遂行しなければならず、また選挙の実施により県民の復帰施策に対する関心をそぐことは復帰準備にとつて得策ではない。

(2) 選挙された者の任期も短く、新政策をにかけて、公約を実行することも困難であろう。

(3) 短期間に選挙をくり返すことは県民に負担を強いることになる。

(4) 主席が進めてきた復帰施策に中断があつた場合には、そのスケジュールの変更や作業の渋滞が予想される。

◎選挙を行なう場合は、法令上講ずべき措置を必要としない。

2 選挙を行なわない場合

(1) 選挙を行なわない場合、住民から信託された期間は三年であつたし、住民が選挙権および被選挙権を行使する機会を失なう。

(2) 返還協定等に対する民意を冲繩の選挙で問うべきだという主張に対しては応えられなくなる。

◎選挙を行なわない場合には、次のような法令上の措置が必要である。

ア 大統領行政命令の改正

イ 行政主席選挙法の改正

ウ 立法院議員選挙法の改正

二 知事および専決処分について

沖縄の施政権返還の時点から直ちに日本国憲法および地方自治法等に基づいた新し、沖縄県が発足する。その場合、緊急かつ重要な事項は、沖縄県政事務の最高執行責任者たる知事をどうするかという問題がある。それに対処する方法として、大きく分けて次の二つの措置が考えられる。なお、このほか、復帰時点から沖縄県議会による条例制定等が必要になるが、これが復帰後直ちに成立しなければなおのこと、また何等かの形で成立したとしても最少限の応急的措置も必要とされる。

1 事前に復帰後の沖縄県知事となる者を選挙して、復帰時点から公選知事として就任させる。

この場合は、「沖縄住民の国政参加特別措置法（法律第四十九号）」に沿つてとられた措置と同じような考え方にたつて事前に本土において、「沖縄県知事の選挙等に関する特別措置法（仮称）」のような特例法を制定し、それに対応して沖縄でも復帰前に知事選挙法を制定する必要がある。

2 復帰後、公選による知事が就任するまでの間、一時的応急措置として知事の職務を行なう者を選定する。この場合、さらに次のような二つの方法が考えられる。

- (1) 復帰の際、主席であつた者を「知事とみなす」措置による暫定知事
- (2) 復帰の際、主席であつた者をもつて「知事の職務を行なう者とする」措置による知事の職務執行者

ただし、上記の何れの場合においても、主席の在任者が欠けた場合についての措置が必要である。

なお、以上のほか、任命制については、地方自治の本旨から反対すべきである。

(3) なお、上記(1)、(2)の「暫定知事」または「知事職務執行者」の職務としては、次のようなものが考えられる。

- ア 地方公共団体の必要な事務を臨時的、暫定的に処理する。
- イ 条例等の専決処分、規則の制定
- ウ 選挙管理事務の確立
- エ その他県民を代表すること

3 本来ならば、県の議会において、条例等を制定するのが原則であるが、しかし復帰時においては、その余裕がない。従つて県政事務に空白を生じさせないためには、「知事」に条例の制定その他の処分権限を付与する必要がある。しかしその場合であつて

も必要最少限度にとどめるべきである

三 その他問題

以上復帰時における知事等の取扱いについて、検討してきたが、議会議員についても、原則的に同様なことが言える。しかし、前記2の方法をとると、議会の場合は議員の公選されるまでの短期間であれば、県政へのつなぎは、「知事」でもつて一応はカバーされよう。復帰後は定数や選挙区も大巾に異なってくる。

さらに暫定措置が講じられたとしても実際問題としては、次に行なわれる選挙との関係からみて議会の本来の機能を果せるか何うかは疑問が残る。



復 对 第 32 号
諮 問 第 1 号

復 帰 对 策 県 民 会 議

復 帰 对 策 県 民 会 議 設 置 規 則 (1 9 7 1 年 1 月 1 日 規 則 第 1 号)

第 2 条 の 規 定 に よ り 次 の 事 項 に つ い て 諮 問 し ま す。

1 9 7 1 年 1 月 1 4 日

琉 球 政 府

行 政 主 席 屋 良 朝 苗

- 1 来 る 1 1 月 に お け る 「 主 席 」 お よ び 「 立 法 院 議 員 」 の 選 挙 の 実 施 の 適 否 に つ い て
- 2 復 帰 時 に お け る 「 知 事 」 ま た は 「 知 事 の 職 務 を 行 な う 者 」 の 取 扱 い 方 に つ い て

復 帰 对 策 県 民 会 議 議 員 名 簿

氏 名	氏 名	氏 名
安 里 源 秀	平 良 修	平 敷 静 男
安 里 芳 雄	平 良 恵 三	宮 里 悦
安 座 間 磨 志	玉 井 喜 八	宮 里 松 正
池 原 久 吉	知 花 成 昇	宮 里 定 三
池 宮 城 秀 意	桃 原 用 永	宮 里 辰 彦
糸 満 三 郎	渡 名 喜 藤 子	宮 里 政 玄
稲 福 全 志	渡 久 山 寛 三	森 田 真 弘
上 地 一 史	当 銘 由 金	山 里 将 晃
岡 村 顕	当 銘 由 憲	山 城 栄 徳
大 城 源 平	友 寄 信 助	
親 川 富 蔵	仲 村 栄 春	
亀 甲 康 吉	仲 田 昌 繁	
喜 久 川 宏	仲 宗 根 悟	
金 城 清 輝	仲 吉 良 新	
古 賀 正 雄	原 国 政 良	
新 城 均 造	比 嘉 利 盛	
砂 川 恵 伸	比 嘉 貞 信	
平 良 良 松	譜 久 山 朝 直	
平 良 重 信	船 越 尚 友	

以 上 4 7 名

復帰対策県民会議の各部会委員名簿 (五十音順)

行財政部会	産業経済部会	社会、教育、文化部会
安里芳雄	安座間 磨 志	安里源 秀
池原久吉	糸満三郎	稲福全 志
池宮城秀意	大城源平	上地一 史
岡村 顕	喜久川 宏	親川富 蔵
金城清輝	新城均造	亀甲康 吉
砂川 憲 伸	玉井喜八	古賀政 雄
平良 恵 三	知花成昇	平良 修
平良 重 信	渡久山 寛 三	当 銘 由 金
平良 良 松	渡名喜 藤 子	桃 原 用 永
当 銘 由 憲	仲 田 昌 繁	仲宗根 悟
友 寄 信 助	原 国 政 良	比 嘉 利 盛
仲 村 栄 春	宮 里 定 三	譜久山 朝 直
仲 吉 良 新	宮 里 辰 彦	給 越 尚 友
比 嘉 貞 信	森 田 真 弘	平 敷 静 男
宮 里 政 玄	山 城 栄 徳	宮 里 悦
宮 里 松 正	山 里 将 晃	
16名	16名	15名

復帰対策県民会議委員兼令名簿

1971年1月16日付

氏 名	職 業	備 考
安里源 秀	公務員等共済組合理事長	
安里 芳 雄	那覇商工会議所専務	
安座間 磨 志	琉球海運社長	
池原久吉	沖縄市町村議会議長会会長	
池宮城秀意	琉球新報社長	
糸満三郎	琉球漁業協同組合連合会専務	
稲福全 志	沖縄医師会長	
上地一 史	沖縄夕仏社長	
岡村 顕	沖縄県町村長会会長	
大城源平	農林漁業中央金庫理事長	
親川富 蔵	社会福祉協議会事務局長	
喜久川 宏	沖縄経済開発研究所常務	
金城清輝	沖縄銀行専務	
古賀正雄	沖縄青年会議所会頭	
新城均造	全沖労連委員長	
平良良松	沖縄県市長会会長	
平良重 信	平良市長	
平良 修	沖縄キリスト教学院短大学長	
平良 恵 三	税制審議会会長	
玉井喜八	沖縄離島振興協議会会長	



第 32 号
第 1 号

復帰対策県民会議

復帰対策県民会議設置規則 (1971年1月1日規則第1号)

第2条の規定により次の事項について諮問します。

1971年1月14日

琉球政府

行政主席 屋良朝苗

- 1 来る11月における「主席」および「立法院議員」の選挙の実施の適否について
- 2 復帰時における「知事」または「知事の職務を行なう者」の取扱い方について

11

カ
ヒ

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大臣官舎	事務	典房
次長	官	審長
機	電	厚計
備	文	会
費	給	
参	調	析
参	領	旅
参	中	東
参	北	東
参	北	北
参	西	東
参	西	東
参	近	近
参	次	次
参	参	参
参	参	参
参	参	参
参	参	参
参	参	参

総番号 (TA) 3439
 70年1月25日 18時55分 3中 3後 発着
 70年1月25日 19時20分 本 省 着 料 1

外務大臣殿 萬経大使 臨時代理大使 総領事 代理

復帰対策けん民会議

第121号 略

注電第119号1: に関し

1: 標記会議について当方のちよう取したコメント下記の通り。

(1) クラーク民政府渉外局長

「けん民会議は、コンセンサスを構築する場として活用するため案出されたものと思われ、りゆう政の動機はりようすべきであろう。委員のかお振れもまずまずもうらめである。しかし、りゆう政が政策決定能力を欠くことはあまぬく知られており、かかる傾向からCONTROVERSIAL ISSUESは全てけん民会議に付託し、いわば「PASS A BABY」を事として責任回避のため利用するおそれが十分ある。要は運用如何であるが取りまとの責任者として如何なる人材がこれに当るかも問題である。まとめ過ぎても行政府としてはやり難いであろうし、

マスター・ファイル中58にあり

外務省

11

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

まとめをおこなつても、またそれで無用の長物視されるおそれがある。」

(2) アサト・ゲンシユウ会長

「会議は26日の第2回会合でし問事項の検討を開始するが、各種意見の統出が予想される。これを如何に要領よくまとめるかが自分の任務であるが、く心の存するところと思う。任期延長問題については、//月選挙をせとする者が若し多数を占めればそれもやむを得ないが、個人的には復帰にむけての事務の混乱を最小限にするためには、任期延長が良策と思う。復帰後の暫定知事の取り扱いについては少なくとも任命による方法はかなりの反ばつを招くと思われ、けん民代表としてけん民の中か、選任スルノガ善ヲ得ていると信ずる。第1回し問に対する答申は、遅くとも2月上旬には出したい。会議の運営方法は今後の審議とへい行して処置して行くが要すれば一般の公ちよう会の如きものを開くことも考えられる。第2回以後のし問事項は専ら行政府の意向待ちであるが、軍雇用者の取り扱い、軍用地契約のあり方等が早はん問われる可能性が大きい。

2: トミカワ総務局長は、2/日の記者会見で、今後提出するし問事項として復帰対策要領第1次分に対するべく付す。同第2次分以降の要望事項、請求権問題、財産管理問題、軍用地問題、裁判権問題などを同日の局長会議で決定した旨述べた。(了)

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 3885 主管
 7/年1月27日17時18分 本 省 着
 7/年1月27日18時55分 本 省 着

外務大臣殿 閣下 大使 臨時代理大使 総領事 代理

復帰対策けん民会議

第135号 略

往電第121号に関し

1: けん民会議は、26日の会合において「任命知事には絶対反対」の態度を全会一致で確認したほかは、し問事項に対する結論を次回会合(2月5日)に持ち越した。なお、セナガ室長は、26日会合において、(1)主席と立法院議員の選挙を便法として別々に考えるようなアプローチは妥当でない。(2)//月選挙をもつてあわせて知事、けん会議員の選挙とみなすことは無理と思う。などの対策室の意見を明らかにした。

2: 大島渉外広報部長は、27日当方に対し要旨次履ク形ハズ。「行政府は、任期延長に略々意見が固っており、与野党からも特に強い反対の意向はないと思う。けん知事、けん会議員選挙の意味も含めて//月に行なうべしとの声が「民主団体」筋から挙つてゐるが、復帰直前に行なうならばともかく、//月では問題があるとする室長の見解に同感である。もつとも行政府は、かつて復帰直前のけん議

外務省

ソカヒ

大蔵事務次長 典房
 次次 典房
 大臣官舎審議長 長
 総務課長 厚田
 秘書長 文会 菅野

調査課長 参調新企
 課長 参領旅移

ア 参地中東
 参北東西
 参北北保
 参一二
 参西東洋
 参西東

近ア参近ア
 長経参経国万

長経参統国
 参政技二
 国一理

参冬助規
 長 参政経科
 課長 軍社専
 文長 参道内外

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

選につき検討して見たこともあるが結論が得られないままである。復帰後一定期間の暫定知事については、行政府としては少なくとも任命制だけは避けたいとの点を除き、けん民会議の結論を参考として態度を決める方針である。けん民会議の中には、立法院議員のよび出し、意見ちよう取を提案するむきもあるやに聞くが、子権分立の建前からいって問題があるう。」

(丁)

外務省

秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 390
 年 月 日 20 時 20 分 沖繩 邦 務 省 米北1
 年 月 日 21 時 43 分 本 省 養 米北1

外務大臣殿 石井(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

けん民会議に関するヤラ説明

第140号 略 至急

本日の代表会議後ヤラの本使に述べたところの通り。
 新聞の他の突き() 上げもあり。復帰対策についての住民の不安、不満は与野党を問わず強まっているので、これを落ち着かせる手段としてけん民会議の構想を考えた。このメンバー(50名を限度)には政党代表は入れず(政党は立法院で意見表明の機会がある)、各種団体、各界代表を不へん不党の観点で人選し、意見表明の機会を与えることとして上記不満のはけ口とした。これは大体うまく行っており。セナガ対策室長の運営リードもこうみようと困わくずるような結果にはならないと思っている。

どくガス問題の例でもおわかりのように各界の意見はきいても行政府が最終決定の責任はとるつもりである。(りゆう政依頼のどくガスの専門家のうちモリに対しては目に余る分派行動があつたので撤去完了前の12日に知念、イシズの2人から解任を通告した例をありていた。)

(丁)

外務省

秘

ソカヒ

大政事外外儀官
 務次 典房
 臣官官審審長長
 儀編入電厚計
 儀文会管給
 国参調析企
 長参領旅移

参地中東
 長北東西
 参北北保
 中南審政
 参西東洋
 長西東

近参書近ア
 長次総経國万

長参買統國
 参政技二
 長国一理

参案機視

長国参政経科

長参社専
 長内参道内外

長文一二

ソカヒ
大臣官舎外務省
事務次長 典房
大臣官舎審判長 長
大臣官舎総務長 厚計
大臣官舎文書長 菅給
大臣官舎参事 企
大臣官舎参事 旅移
大臣官舎参事 移

大臣官舎中東
大臣官舎北東
大臣官舎北保
大臣官舎中東
大臣官舎西東
大臣官舎西東

大臣官舎参事近ア
大臣官舎次総経国万
大臣官舎参事統国
大臣官舎参事技二
大臣官舎参事理一
大臣官舎参事協
大臣官舎参事経科
大臣官舎参事社専
大臣官舎参事道内外
大臣官舎参事一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

79年1月29日18時20分 外務省 発着
79年1月29日18時16分 本 省 着
外務大臣 高橋 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

復帰対策けん民会議

第147号 略

往電第140号に関し

1. その後ちよう取した各界のコメント次の通り。

(1) 自民党 (オオタ幹事長)
11月選挙を行なつた場合予想される復帰準備作業のじゆう滞等種々のマイナス面を考えると、法律上の問題もさることながら、選挙を行なわず任期延長にふみ切るべきとワレ、党内でもこの点では略々異論がない。行政命令等の改正のためとるべき具体的措置、復帰後の暫定的な知事または知事に代わる者の選出時期など細かな問題については、けん民会議の成り行きをみながら党としての見解を決定したい。任命知事には、たとえおきなわ住民を起用するとしてもあま下りのしきさいを払ていし得ず、住民を納得せしめることは難しい。立法院による条例制定については、個人的には、復帰前から立法院が重要問題につき決議する等何らかの措置をとておき、他方本土政府においては、右の措置を復帰後条例として見なす如き特別措置法を定める等の案で問題を解決し得ないものかと思案中である。

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(2) 人民党 (ミネイ書記次長)
返かん協定をめぐる本土政府の政治日程から推して、11月選挙はけん民の意思を問うまたとない機会である。11月にははじめから知事、けん会議員の選挙を行ない、これにて構成される「けん議会」において復帰後に必要な立法措置を講ずればよい。法律的には問題があることは予想できるが、国政参加選挙の例がある通り実現不可能な案として一しやうしあるべきではない。(3) 教職員会 (ヘシキ会長代行)
(会としての統一見解を得るに至っていないが、個人的見解として外部にもれざるよう配慮ありたいと前置きして)
主席、議員とも任期延長の方向で考えるのが良策である。予定通りの選挙によつて返かん協定についての民意を問うべしとの主張は理解できないでもないが、11月選挙だけが民意を問うゆい一の機会ではない。復帰後に知事等を選挙するまでの間必要となる最小限の立法措置等は、復帰後立法院で検討しておくことが望ましく、他方これに見合う本土政府の特別措置も必要である。
(4) 復帰協 (ナカソネ事務局長)
返かん協定の内容が今なお明らかにされていないが、行政府としても種々の要求はあり得べく、国会で協定が付議された時点で初めておきなわ側の各種要求が入れられていないことが判明すれば、主席は任期満了前といえども即刻辞

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

任すべきである。けん民会議は任期延長のせひを問題にする前に、この点につき行政府を追及すべきではないか。暫定的知事の任命には絶対反対である。

2. (けん民会議を如何に評価するか、との質問に対し) 上記 / の4者共、人選につき不満のあるところを示してはいないが、ミネイは、今後どの会議が如何なる方法で何事項に取り組み、かつ如何なる結論をひき出すかを注目したいと述べ、またヘンキ(けん民会議委員)も、教職員会としての意見を強力に答申内容に反えいさせたい旨述べるところがあつた。ナカソネを例外として、総じて本件会議をそつ直に受け止め、与えられた場で各自の主張をそつ直にとなえてゆくし勢が一応うかがわれり、上記諸団体ともけん民会議に対する長期の対処方針を策定する段階に至っていないことがかん取される。

(了)

- 3 -

秘

カ

大政事外外機官
務務・典房
次次・興房
区官官審審長長
儀給入電厚計
給文会管給
給文会管給

参調折金
参領旅移

ア 中東
長 北西
米 北北保
中 参一
南 参西東洋
歐 西東

近 参審近ア
ア 次総経国万
長 参實統
長 参政技二
協 国一理
長 参条協規
国 参政監科
長 軍社専
長 参道内外
長 一二

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総務号(IA) 575 津 龍 飛 米北
年 2 月 5 日 5 時 45 分 本 省 着
年 2 月 5 日 7 時 35 分

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

けん民会議

第172号 平

往電第147号に関し

1. りゅう政大島渉外部長によれば、5日のけん民会議では、(1)出席委員33名のうち賛成22名、反対11名で11月選挙を行わず、主席及び立法院議員の復帰時まで任期を延長することを採択。(2)復帰後の臨時措置については、如何なる形式によるにせよ主席が正式知事選挙まで知事としての職務を遂行すべきであるが、立法院議員をけん会議員として復帰後更に任期延長せしめることは問題があることを付記する趣旨の答申を行なうことを決定した由。(なお、同答申には、復帰直前の如何なる時期にけん会議員選挙を行なうか、また、その場合予想される諸問題については、今後引き続き検討すべきである旨の付帯意見が含まれている。)(要領追信)

2. なお、セナガ室長は、今後の運び方として行政府はこの結果をふまえて立法院と調整を計ることとなるが、反対票の内訳として9名は革新系団体の代表、2名は保守系とみられている上地オキオワ、タイムス社長及びキタカワ経

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

済研究所主任研究員があり、賛成票のうちには平良ナハ市長、ミヤサトふ人会長等若干草新しよくのものが含まれている旨補足した。

(丁)

-2-

秘

オ5ス号
2/5 PM 0:00 在装

対策庁長官 局長

おの回 復帰対策県民会議について

復帰対策県民会議は、本2月5日午前10時より、委員34名の出席をえりおの回の会議を開き、諮問オ1号の「来る11月における「主席」及び「立法院議員」の選挙の実施の適否。」について結論をうべく審議を行ない、提起された適否論につき、裁決の結果、ス2対11をもち、11月選挙は行なわれないことが妥当であること決定し、午後2時行政主席に答申した。

審議過程においては、約15名の委員からそれぞれ適否論が述べられたが、これらの意見は、おおむね次の論に大別され、裁決もこの論に付行なわれた。

1. ア 全県民が一体となつて全県民の市長、姿勢を貫くべきときに選挙により、世論をわかすべきでない。
 1. 復帰準備の進展に空白と停滞を表示させるおそれのある選挙を行ない、混乱はさすべきでない。
 1. 11月以降復帰までのわずかの期間に公約の実現は困難である。

1. 選挙協定は、復帰準備の大様は11月にはずさ決定し、選挙は争点のない選挙にする。
 よつて11月選挙は行なうべきでない。
 (宮里敏、宮里光、平良良、中田委員等。)

2. ア 選挙は代表制民主主義の基本であり、いさかしいからといってこの制度の基本を軽々に無視、軽視すべきでない。
 1. 選挙戦を通して選挙協定をはじめとする復帰準備の全様を明らかにし、県民の意志を表明させるべきである。
 県民には選挙を通じる以外意志の表明は出来ない。
 1. 現在の主席、立法院議員は、あくまで3年間の信託を受けたにすぎない。
 1. 選挙を実施するからといって、行政府、立法院の機能が失われるとも思えない。
 オ 選挙協定等の中味が明らかになった時、その内容と政治状況をはつきり見比べ、沖縄の意志を示す必要がある。
 (この意味では、場合によっては、11月と云わず、県民の意志を問うべきである。)
 よつて選挙は当然おこなうべきである。
 (亀井、仲吉、中曾根、平良おき委員等。)

なお、上記両論の裁決にあたり会議は、少数意見(上記2の結論)を答申に付記するおね決意は、
 この他、本日の会議においては、前回要求のあった「本土法適用に関する準備措置における留意点の概要」が資料として配布されたほか、諮問番号として、
 ① 復帰後の沖縄における政策金融機関のあり方について
 ② 返還協定関係要請事項
 が諮問されるとともに、復帰対策室長より復帰対策要項の二次介入の要請事項につき、現在行政府において検討作業中であること、まとまりのない県民会議に提案したい旨の発言があった。

次回日程は未定であるが、諮問番号の②「復帰時における(知事)又は(知事の職務をおこなう者)の取り扱い方」について結論を出す予定である。

本日の会議の議事録及び関係資料はお返送する。

ソカヒ

大政事外外儀官
 務務 典房
 次官 官登審長長
 人総厚計
 文會管給
 参調折企
 参領旅移

ア 參地中東
 長 北東西
 参北北保
 中南審歐 参一二
 参西東洋 西東

近ア長 参書近ア
 長 次総経国万
 長 参貿統二
 長 参政技二 國一理
 長 参条協規
 長 参政経科
 長 参社専
 長 参環内外
 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい、
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

102

電信写

総番号(TA) 6585
 年 2月 10日 16時 35分 申總 発着 北北
 年 2月 10日 18時 32分 本 省 着

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

けん民会議

第199号 平

往電第172号に関し

1. 10日、大島渉外広報部長が当方に述べたところによれば、主席は1日付でけん民会議に対し、「復帰後のおきなわにおける政策金融機関のあり方」及び「返かん協定関係要請事項」の2点につきし問した由。(委親公信)
 2. 次回会議の日程につき、復帰対策室では15日ころを目途としており、第1次し問事項の残りの部分(復帰直後のけん知事等の取扱い)とあわせ、上記2点が検討対象となる予定の由。

(了)

外務省

参事官 官 官
 参事官 官 官
 北米才一課長

至急

第 79 号

昭和 46 年 2 月 13 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
 高瀬 代 表

復帰対策委員会
 高瀬 代表
 2/18 資料

首席事務官	(件名)	復帰対策県民会議(資料送付)
総務		
渉外調査		
漁業		
航空		
科学協力	用公・電信	往電才172号及び同才
連絡調整	付・番号	
調査		
局庶務		

18.2.15

本信送付先:
 本信写送付先:
 配付送:

GA-3-1

435

在外公館

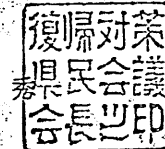
復帰直後の知事等の取り扱いは、引玉
 として同会議で検討の予定)、及び同月1日付
 の第2次諮問書に入るとして、別添送付する。
 2、第2次諮問書には、各事項ごとに別添送付
 資料が添付されているところ、そのうち別添の
 「返還協定関係要請事項」と銘打たれてい
 るのは、往信件80号を以て送付した「第2次
 分要請案」に基づき、県民会議用として更に諮問に
 便利のよりに詳細にしたものによる。
 3、なお、県民会議は、その後委員1名の増員
 を行ったところ、現在の委員名簿1部併せて送付する。

復対県第3号

1971年2月5日

行政主席殿

復帰対策県民会議
 会長 安里源



「来る11月における主席および立法院議員の選挙
 の実施の適否について」に関する諮問に対する答申
 について

みだしのことについて、1971年2月5日開催の第3回復帰対策
 県民会議において、下記のとおり決定しましたので答申します。

記

1 「来る11月における主席および立法院議員の選挙の実施の適否
 について」は、これを行なわない。

なお、少数意見として「実施すべきである」という意見もあつた。



復 対 第 5 3 号
 諮 問 第 2 号

復 帰 対 策 県 民 会 議

復 帰 対 策 県 民 会 議 設 置 規 則 (1 9 7 1 年 1 月 1 日 規 則 第 1 号)

第 2 条 の 規 定 に よ り 、 次 の 事 項 に つ い て 諮 問 し ま す 。

1 9 7 1 年 2 月 1 日

行 政 主 席 屋 良 朝 苗

- 1 復 帰 後 の 沖 繩 に お け る 政 策 金 融 機 関 の あ り 方 に つ い て
- 2 返 還 協 定 関 係 要 請 事 項

復 帰 対 策 県 民 会 議 委 員 名 簿

○ 印 会 長 △ 印 会 長 代 理 (五 十 音 順)

氏 名	氏 名	氏 名
○ 安 里 源 秀	平 良 修	平 敷 静 男
安 里 芳 雄	平 良 惠 三	官 里 悦
安 座 間 磨 志	玉 井 喜 八	官 里 松 正
池 原 久 吉	知 花 成 昇	官 里 定 三
池 宮 城 秀 意	桃 原 用 永	官 里 辰 彦
糸 満 三 郎	渡 名 喜 藤 子	官 里 政 玄
稻 福 全 志	渡 久 山 寛 三	森 田 真 弘
△ 上 地 一 史	当 銘 由 金	山 里 将 晃
岡 村 顕	当 銘 由 憲	山 城 栄 徳
大 城 源 平	友 寄 信 助	与 那 嶺 勇
親 川 富 蔵	仲 村 栄 春	
亀 甲 康 吉	仲 田 昌 繁	
喜 久 川 宏	仲 宗 根 悟	
金 城 清 輝	仲 吉 良 新	
古 賀 正 雄	原 国 政 良	
新 城 均 造	比 嘉 利 盛	
砂 川 惠 伸	比 嘉 貞 信	
平 良 良 松	譜 欠 山 朝 直	
平 良 重 信	船 越 尚 友	

以 上 4 8 名

復帰対策県民会議の各部会委員名簿

○印部会長 (五十音順)

行 財 政 部 会	産 業 経 済 部 会	社 会、教 育、文 化 部 会
安 里 芳 雄	安 座 間 磨 志	安 里 源 秀
池 原 久 吉	糸 満 三 郎	稲 福 全 志
○池 宮 城 秀 意	大 城 源 平	上 地 一 史
岡 村 顕 輝	喜 久 川 宏	親 川 富 藏
金 城 清 輝	新 城 均 造	亀 甲 康 吉
砂 川 恵 伸	玉 井 喜 八	古 賀 正 雄
平 良 恵 三	知 花 成 昇	平 良 修 金
平 良 重 信	渡 久 山 寛 三	当 銘 由 金
平 良 良 松	渡 名 喜 藤 子	桃 原 用 永
当 銘 由 憲	仲 田 昌 繁	仲 宗 根 悟
友 寄 信 助	原 国 政 良	比 嘉 利 盛
仲 村 栄 春	宮 里 定 三	譜 久 山 朝 直
仲 吉 良 新	宮 里 辰 彦	○給 越 尚 友
比 嘉 貞 信	森 田 真 弘	平 敷 静 男
宮 里 政 玄	○山 城 栄 徳	宮 里 悦
宮 里 松 正	山 里 将 晃	与 那 嶺 勇
16名	16名	16名

返 還 協 定 関 係 要 請 事 項

復 帰 対 策 室

番号	項 目	内 容 (要 旨)	備 考
1	請 求 権	<p>講和発効の前後を問わず米^国政府および米^国軍人、軍属等の行為により蒙つた下記のような財産および人身損害に対する賠償責任は、日米^国両^国政府の何れにあるかを明確にする。若し、これについて米^国政府の責任を免除するのであれば、日本^国政府が全面的に責任を負う措置を講ずる。</p> <p>(1) 軍用地の復元補償 (2) 軍用地の取得に伴う通損補償 (3) 入会制限に伴う損失補償 (4) 財産および人身損害の賠償 (5) 軍用地内の滅失地の取扱 (6) 未払軍用地料の措置</p>	<p>1 経過 (1) . (2) . (3) および(4)については 1970年11月9日復帰準備委員会に提案した。 (3) (5) . (6)については近く復帰準備委員会に提案すべく準備中である。 2 資料(別添)</p>
2	軍用地の取扱い	<p>復帰時における軍用地の取扱いについては、沖縄の軍用地地主が過去25年余に亘つて蒙つた不当な損失が回復されると同時に個々の地主の權益が最大限に尊重されるよう特段の配慮をなすべきである。</p> <p>(1) 軍用地に対する地位協定の適用 (2) 非細分土地 (3) 土地裁判所訴願事案の処理 (4) 軍用地の解放(基地の縮小整理) (5) 一時使用許可地(黙認耕作地)</p>	<p>1 経過 (1) . (2) . (3)については1970年11月9日復帰準備委員会に提案した。 (4) . (5)については近く復帰準備委員会に提案すべく準備中である。 2 資料(別添)</p>

3	米 国 管 理 資 産	<p>米国の統治期間中の米国または米国政府の沖縄に対する支出金および米国管理資産は沖縄県の所有に帰属すべきであり、従つて復帰時において、日本^国政府もこれに対する買取り等の債務を負う性質のものではなく、沖縄県の資産とする前提に立つて措置を講ずべきである。</p>	<p>1 経過</p> <p>(1) 1969年に日米両政府に要請。</p> <p>(2) 琉球開発金融公社については1970年</p>
4	裁 判 の 効 力	<p>(1) 民事裁判の効力</p> <p>公の秩序または善良の風俗に反しない限り、琉球政府裁判所の裁判の効力を承認し、且つ、それらの効力を完全に存続させるものとする。</p> <p>(2) 刑事裁判の効力</p> <p>琉球政府裁判所のなした裁判の効力については、その効力を承認し、且つ、その効力を完全に存続させるものとする。</p> <p>(3) 復帰時において、琉球政府裁判所に継続中の民事および刑事事件については、裁判権を引き継ぎ、且つ、引き続き裁判および執行するものとする。</p> <p>(4) 上記以外の裁判所の効力は認めない。 裁判</p>	<p>復帰準備委員会にも提案 1.経過 高裁首席判事からも同様な措置^{主旨の要}が請がある。</p> <p>2.資料(別添)</p>

1971年2月3日

資 料

(局長会議用)

復帰対策室

目 次

	ページ		
1 請求権	1	(1) 琉球政府裁判所の民事及び刑事裁判の効力	10
(1) 軍用地の復元補償	1	(2) 上記以外の裁判の効力	11
(2) 軍用地の取得に伴う通損補償	1		
(3) 入会制限に伴う損失補償	1		
(4) 財産及び人身損害の賠償	2		
(5) 軍用地内の滅失地の取扱	2		
(6) 未払軍用地料の措置	3		
2 軍用地の取扱い	4		
(1) 軍用地に対する地位協定の適用	4		
(2) 非細分土地	4		
(3) 土地裁判所訴願事案の処理	4		
(4) 軍用地の解放（基地の縮小整理）	4		
(5) 一時使用許可地（黙認耕作地）	5		
3 米国管理資産	6		
(1) 米国が沖縄に投入した現金等 （FY1947～FY1968）	8		
(2) USCAR 管理資産（1968.6.30現在）	8		
(3) 債務性について	9		
4 裁判の効力	10		

1 請求権

(1) 軍用地の復元補償

米国政府によつて使用が開始された土地で復帰前に復元補償がなされないまま返還された土地および復帰後も引き続き日本^国政府によつて使用されて返還される土地に関し、その復元補償責任が日本^{米 国}両政府の何れにあるかについて返還協定で明確にしてもらいたい。若し、この中で米国政府の責任が免除される場合は、日本^国政府が全面的に補償するよう措置を講ずべきである。

(2) 軍用地の取得に伴う通損補償

従来沖縄において米国政府が取得している軍用地については、それに伴つて通常生ずる損失の一部（離作、残地、隣接財産および漁業に対する補償）についての補償がなされていない。復帰の際には、これらの補償責任が日米^国両政府の何れにあるかについて、返還協定の中で明確にしてもらいたい。若し、この中で、米国政府の責任が免除される場合は、日本^国政府が全面的に補償するよう措置を講ずべきである。

(3) 入会制限に伴う損失補償

ア 従来入会慣行のあつた山野（国県有）が米軍の演習場として接収され、当該山野への立入が制限または禁止された

ため、粗菜、山菜、飼料、薪炭等の採取が困難になつて損失を受けているが、これに対して米合衆国は、なんらの補償も行なっていない。

イ 此の種の損失について、本土の場合は適正に補償されているので、沖縄のこの種の損失についても、当然補償されるべきであると思料する。

従つて、この種の損失については、返還協定の中で日米^{両 国}のいずれが補償責任を負うかについて明確にしてもらいたい。なお、返還協定においてこれらの請求権が放棄される場合は、日本^国政府が全面的に補償するよう措置を講ずべきである。

(4) 財産および人身損害の賠償

講和前、講和後の如何にかかわらず、未補償になつてい
る米合衆国の軍隊、軍人および軍属等の不法行為による財産および人身損害に対する賠償責任について、日米両政府の何れがその責任を負うか、返還協定の中で明確にもらいたい。若し、この中で、米国政府の責任が免除される場合は、日本^国政府が全面的に補償するよう措置すべきである。

5 軍用地内の滅失地の取扱

沖縄における軍用地には、たとえば那覇軍港湾のように

米軍によつて土地がつぶされ、公有水面になつてところがあるが、このような土地は地図及び台帳に基づき米^国と地主との間で賃貸借を締結して、地料が支払われている。

復帰に伴い、この滅失地がどのように措置されるかが問題であるが、仮に地位協定に基づく施設および区域として編入された場合は日本^国政府において適正価格で補償してもらいたいというのが関係地主の要望である。

(c) 未払軍用地料の措置

ア 米合衆国が直接収用した軍用地の賃貸料は、琉球政府に委託して地主に支払つてゐるが、その中には地主の居所不^明等の理由で復帰までに支払えないものが相当額予想される。

イ 当該賃貸料は、10年間は琉球政府が保管して支払つてゐるが、10年を経過したものは米合衆国に返還してゐる。地主は返還後においても米合衆国へ請求できることになつてゐる。

ウ 当該賃貸料のうち、復帰までに琉球政府が保管してゐるもの、米合衆国に返還したものについては、日米^国政府の協議により復帰の際に日本政府が引きついで、地主への支払措置を講じてもらいたい。

2 軍用地の取扱

(1) 軍用地に対する地位協定の適用

日本政府は、復帰時において地位協定の適用により沖縄に軍用地を取得するに当つては、便宜的に一括処理等の方法によらず、地主の意思が最大に尊重されるよう個々の地主と新たな賃貸借契約を締結するようしてもらいたい。

(2) 非細分土地

沖縄の軍用地の中の非細分土地については、復帰後もその制度をそのまま認めて市町村の管理とし、地料は当該市町村に支払われるよう措置を講じてもらいたい。

(3) 土地裁判所訴事案の処理

土地裁判所に訴願された事案で復帰の時までに棄却され、又は未処理となつてゐる事案については、日本政府において適正な救済措置を講じてもらいたい。

(4) 軍用地の解放(基地の縮小整理)

ア 沖縄における軍用地面積の比率は、沖縄総陸地の8.7%でそのほとんどが沖縄本島(14%)に集中してゐる。また、耕地面積について比較すると、沖縄全耕地の11.27%にも達している。以上は、軍用地から国県有地を除いた比較であつて、これを含めると軍用地の割合はもつと高くなる。

イ もともと、沖縄は土地が狭いが、それに加えて上記のよ
うに軍用地の占める割合は、本土のそれより遙かに高く、
それがまた、那覇近郊や中部地区では、軍用地と民間地区
が混在しているので、都市計画、経済開発および住宅地造
成などの上で、大きな障害となつている。従つて豊かな県
作りのためには、早急に軍用地の解放を促進すべきである。

(5) 一時使用許可地（黙認耕作地）

ア 軍用地で、地主等が米軍から一時使用許可を得て使用し
ている土地が1,600万坪あり、そのうち実際に農耕して
いる土地が約600万坪あると思われる。これらの土地は、
布令第20号によつて一時使用権が付与された土地で、地
料は全額支払いされている。

イ 本土の施設及び区域内の一時使用許可地の地料は、一時
使用による収益を勘案して10%をくだらない割合を減じ
た額で支払いされている。

復帰に伴う地位協定の適用により、沖縄の一時使用許可
地が本土なみに措置されると一時使用許可地の地料が半減
することになるので、地主にとっては大きな問題である。

ウ 従つて、本土政府は、復帰に伴い沖縄の一時使用許可地
の耕作者に不安を与えないよう次の措置を講じてもらいたい。

(7) 布令第20号に基づき付与された一時使用権の保護措置

(1) 地料の全額支払措置

3 米管理資産

昭和27年4月に締結された日米平和条約は、わが国に独立
と発展の新しい基盤をあたえたが、その反面において、わが沖
縄は県民の意志にかかわらず、今日まで4半世紀にわたつて、
米国の支配下におかれたのであります。その間、私たちは本土
あるいは、自由諸国の防壁として自ら好まない十字架を背負い
ながらも、ひたすら祖国復帰を願いつつ、日米^国両政府の財政支
出と、県民の努力によつて、今日の沖縄を築きあげたのであり
ます。

日米平和条約締結後20年にして、祖国復帰することが確定
した現在、私たち沖縄県民は、沖縄の施政権返還に伴う諸種
とり決めに当つて、県民の意思が再び無視されることがないよ
う次の事項について要請する次第であります。

施政権返還交渉の進展している中で、戦後の沖縄における米
国支出金及び米管理資産の処理問題が、日米間の重要な協
議事項となつていようであります。このことは過去25年
にわたつて、これら支出金、資産等が県民の所有に属すると信
じてきた百万県民にとって、まことに心外の感を抱かせるもの

があります。これら米国支出金及び米国管理資産は、次の理由によつて、沖縄県民の所有に属するものと考えますので、この趣旨が、実現できるようご配慮願いたいのであります。

まず、理由の第一点は、唯一の施政権者たる米国が、沖縄県民の福祉および社会経済の発展のために投資した支出金、資産等は、統治責任者としての当然の統治費であります。

その第二点は、これら支出金、資産金等の中には、沖縄県民の多年の努力によつて増殖された部分が多いということであり、ります。

なお、最後に米国議会における議員または政府当局者の証言およびその他によつても、これらの支出金および資産の債務性については、これを否定するとともに、これが住民のものであることが述べられています。

これらの理由によつて、これまでに、米国または琉球列島米国民政府によつて沖縄に支出された支出金または資産等については、沖縄県民の所有に属するものと解し、沖縄県民はもちろん、本土政府においても、その債務を負う必要はないものと考えるのであります。

よつて、この問題の今後の処理に当りましては、県民の意志が充分に反映されますよう、以下の資料を添えて要請します。

資料

沖縄における米国支出およびUSOAR管理資産ならびにその
債務性について

(1) 米国が沖縄に投入した現金等 (F Y 1 9 6 7 ~ 1 9 6 8) は次のとおりである。
(但し、純軍用的なもの含まず。) (単位：千ドル)

	合計	借款	GARIOA, ARIA 等	PL480 移住 物資援助 資金	海外移住 資金 (MSM)	備 考
総 額	348,082	17,659	289,408	37,024	1,180	
南米移民援助	1,180				1,180	
補償的なもの	2,811			2,811		軍用地立退者の移住援助
"	11,162		11,162			琉球の一般会計繰入またはD E の工事後引き継ぎしたもの
リパツク	28,954			28,954		RIVAC (宗教団体よりの贈与物資) 。
災害援助	8,070			8,070		台風災害援助物資。
USOAR 行政費	45,264		45,264			USOAR の行政費。
技術援助	10,812		10,812			USOAR 管理
輸送費	13,551		13,551			"
物資	108,934		108,934			見返資金化され一部はUSOAR公社に出資された。
琉政の事業	56,006		56,006			琉政事業費。
建設投資	43,314		43,314			道路、発電機、水道施設等、軍と共用。一部はUSOAR公社に出資された。
中金出資	365		365			
借 款	17,659	17,659				

(2) USOAR 管理資産 (General Fund) 1 9 6 8 年 6 月 3 0 日現在 (単位：千ドル) は次のとおりである。

	総 計	三公社と琉銀	そ の 他	備 考
総 資 産	128,480	116,961	11,519	
負 債	18,732	17,366	1,366	
純 資 産	109,747	99,595	10,152	
利益剰余再投資	42,256	39,871	2,385	
一般資金から (石油販売益金)	28,591	27,043	1,548	
見返資金から	21,168	17,277	3,891	
そ の 他	2,482	153	2,329	
軍	132	132	-	
GARIOA, ARIA 等	15,119	15,119	-	

注：1.2とも日米琉諮問委員会琉球政府代表事務高提供

(3) 債務性について

ア 明確に債務とされるのは、電力施設建設のため電力公社が米財務省から借入れた10,247千ドルと、開発金融公社が行なった余剰農産物借款7,412千ドル、計17,659千ドルのみ。
(両社ともUSCAR管理公社)

イ 援助の内容は、ラテンアメリカ援助の一環としての沖縄移民への支出、軍用地立退者の移住援助や米国市民の安全のため琉球政府活動に対する補償的なもの、宗教団体による慈善的物資贈与、台風災害援助物資、米民政府の行政費、住民の海外研修勉強道路、発電電施設、水道施設など米軍と共用する施設を含んでいるが、これは施政権者の当然の統治費用である。

ウ GARIOAなどの援助は、西独や日本など外国の場合と異なり、沖縄は米国の施政権下にあつたこと、従つて施政権者の統治費用(義務的な)という性格が強かつたことを考慮すべきであろう。

エ 良好な状態で維持管理運営され、資産価値の大きいものとしては、道路、港湾ならびに General Fund (三公社を含む。)がある。

それらの中には軍民共用がある。また USCAR General Fund

は米国の Tax payer の負担による分は一部(15,251千ドル)であり、大部分(94,497千ドル)は沖縄で増殖されたものである。

オ 米国の沖縄援助や資産の債務性については、債務性の立証は難しく、援助は贈与であり、General Fund の資産は沖縄住民に無償で移管されるべきものと解釈される。

4 裁判の効力

(1) 琉球政府裁判所の刑事及び民事の裁判を有効とする。

ア 施政権の分離が長期に亘つており、事件費が尨大である上に、訴訟資料も散逸していることが予想されるので、裁判のやり直しは実務上不可能である。なお、琉球政府裁判所の取り扱つた裁判件数(但し、1959年~1969年)は次のとおりである。

(ア) 民事 205,925

(イ) 刑事 387,204

(ウ) 家事 45,540

(エ) 少年 95,624(但し、1961~1969年)

イ 既済の裁判の効力を前提として、その上に法律秩序が形成されているので、裁判のやり直しは、法的安定性を害する。

ウ 沖縄における琉球政府裁判所の適用した法令(実体法及

び手続法)の殆んど、司法事務の処理は本土と同一である。

エ 沖縄は、歴史的、政治的、文化的小よび社会的な面において、本土と本質的に同一基盤を有する。

(2) 上記以外の裁判の効力を認めない。

ア 米国民政府裁判所等の裁判は、裁判所の構成、適用法令(実体法及び手続法)、その運用等の面からみて、本土および沖縄とは異つた社会的基盤の上に立つた法律制度であり、しかも、軍事目的をもつ内容が濃厚である。

イ 大統領行政命令、布告布令の制定改廃について、直接間接を問わず、住民が参加し、その当否に意志表示をする機会もなく、統治者の一方向的に制定公布するので、基本的人権の保障に欠けている。

ウ 実際の裁判の運用に当つて、外国語による審理がなされ、被告に充分な弁明の機会を与えているかも疑わしい等、被告人に正当な法の手続による保障がなされていたとはいひ難い。

復帰後の沖縄における政策金融機関のあり方について

(沖縄総合開発特別措置法「仮称」関係事項)

一 戦後長期間本土と分離されていたことに伴い、本土の政策金融機関との関係外におかれてきた沖縄の産業経済基盤は、きわめて脆弱であり、本土との経済的格差も大きい。

復帰後、沖縄経済の振興開発を促進し、県民生活の向上と安定を図るためには、現在枯渇している長期資金の円滑な供給を確保する必要がある。

この目的を達成するためには、どのような政策金融機関のあり方が妥当であろうか。

二 沖縄における政策金融機関のあり方としては、大別して次の3形態が考えられる。

1 個別方式

- (1) 本土の各政策金融機関が、支店等を設け、あるいは地元金融機関に業務を委託する形で、各県に沖縄に進出して業務を行なう。
- (2) 金利、期間等の貸付条件は、本土の各機関並みと予想される。
- (3) 沖縄の既存機関の資産、負債等はそれぞれ相当する機関に区分して引き継ぐ。

2 総合方式

- (1) 沖縄の各政策金融機関を可能な限り統合し、それを母体として沖縄開発金融公庫(仮称)を新設する。この公庫は、沖縄の開発金融を行なうほか、本土の各機関の委託業務を行なうものとする。
- (2) 新設の機関であるので、金利、期間等の条件については、沖縄の現状にマッチした条件を定めることが可能であると思われる。
- (3) 統合される沖縄の既存機関の資産・負債等は本公庫に引き継ぐ。

3 混合方式

- (1) 個別方式と総合方式の中間案であり、新公庫を新設するが、その業務は沖縄の開発のための業務、および本土の一部機関の業務に相当するものとする。

(2) 金利・期間等の条件は、公庫の業務分野については、上記2に準じ、他の金融機関については、上記1になるものと思われる。

(3) この公庫の業務分野に相当する沖縄の既存機関の資産・負債等は、この公庫に引き継ぐ。

上記3はさきに琉球政府が作成し、沖縄総合開発特別措置法要項として本土政府に要請した内容の金融機関と同様または類似のものである。

三 以上の各方式については、各々その方式独特の特質があるが、更にその内容についてみると、下記のとおり各態様の利害得失が考えられる。

方 式	長 所	問 題 点
1 個別方式	<ul style="list-style-type: none"> 資金量については、本土を含めてプールで考慮される。 各機関とも直轄による融資の利便が得やすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 国ベースの条件等が適用される（貸付の決定等）ことから県の意志が反映されるかどうか疑問である。 借入側に対する諸条件（金利、期間等）は、本土を含めて画一的に適用され特例が乏しい。 融資についても本土側と競合する。
2 総合方式	<ul style="list-style-type: none"> 金利、期間等は、新たな特別措置が考慮され得るので、借入側にとっては有利である。 資金量の範囲では、融資について本土側と競合しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 資金量は、沖縄県の規模（人口、生産等）を基準として定められるおそれがあり、需要をみたし得るかどうか疑問である。 他の金融機関から委託する資金量についても、十分な量が得られるか疑問である。 一切の政策金融制度を単一の機関に権限を集中し過ぎて好ましくない。
3 混合方式	上記1、2の長所を併せもち、短所を補うことができる。	

本土の政策金融機関に対応する沖縄の政策金融機関・融資特別会計			
	本土の政策金融機関	沖縄の政策金融機関・融資特別会計	備 考
政 府 関 係 金 融 機 関	国民金融公庫	大衆金融公庫 琉球開発金融公社 農林漁業資金融通特別会計	糖業資金
	住宅金融公庫	琉球開発金融公社 住宅建設資金融通特別会計	1969年まで、現在は残高のみ
	農林漁業金融公庫	農林漁業資金融通特別会計 産業開発資金融通特別会計 琉球開発金融公社	農漁業、漁船建造、 パインアップル資金 繁殖牛等購入資金 畜産・漁業
	中小企業金融公庫	大衆金融公庫 琉球開発金融公社 産業開発資金融通特別会計 農林漁業資金融通特別会計 運搬船建造資金融通特別会計	
	公営企業金融公庫	琉球開発金融公社 運搬船建造資金融通特別会計	市町村水道事業 市町村分
	医療金融公庫	大衆金融公庫	
	環境衛生金融公庫	大衆金融公庫	

	中小企業信用保険公庫	該当なし	信用保証協会は存在する。
	北海道東北開発金融公庫	該当なし	地域開発金融
	日本開発銀行	琉球開発金融公社 産業開発資金融通特別会計	
	日本輸出入銀行	該当なし	
	奄美群島振興信用基金	該当なし	小口の事業資金貸付
系統金融機関	商工組合中央金庫	該当なし	
	農林中央金庫 信 連	農林漁業中央金庫	

(参 考)

その他融資業務を行なっている本土の機関等としては次のものがある。

年金福祉事業団

雇用促進事業団

公害防止事業団

船舶整備公団

(沖縄では、運送船運送資金特別会計)

社会福祉事業振興会

私学振興会

(沖縄にも私学振興会あり)

中小企業振興事業団

海外移住事業団

産炭地域振興事業団

石炭合理化事業団

石炭鉱害事業団

金屑鉱物探査促進事業団

石油開発公団

海外経済協力基金

開拓者資金融通特別会計

ノカ
ヒ

大政事外外務官
務次 興房
臣官官審審長長
機機人電原計
機機文会官給

参調折企
参領旅移

参地中東
長北東西
参北北保
参一二
参西京洋
長西京

参参近ア
長長経経国万

参参統国
参参技二
長長協協長長
国一理

参参協規
長長
参参繼科
長長
参参社專
長長
参参道内外
長長
一一

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

197

電信写

総番号(TA) 889
7/年 2月 22日 8時40分
7/年 2月 22日 2時00分
本 省 署 米北

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

行政府の復帰対策要こう第2次以降分要請

第240号 平

往信第80号に関し

1. 行政府は、20日の局長会議において、本土政府の復帰対策要こうに対する要請書(オ=友以(降分)をまとめ、22日おきなわ事務局に提出した。
2. 上記要請書(空送)は、日頭往信要請書を整理し、精完了らもので、(1) 総合事務局(指置法関係では開発公団構想の代りに「おきなわけん開発企画局」を設置すること。(2) 復帰後の公選知事就任まで、復帰時点で主席であつた者を知事とみなす等のラインで法的措置を講ずること。(3) 裁判の効力の項目では、りゅうきゅう政府裁判所以外の裁判所への言及を避けたこと、等が新しい要素とされる。
3. 復帰対策室によれば、行政府は23日にけん民会議の開催を要請し、本件要請につきゆう先審議を求める予定の由。
4. 日頭往信おびの軍用地問題に関する資料については、

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

行政府としては特に何問題が復帰対策室の部内限りの検討対象であることは事実なるも、その最終的扱いは未定の由。

(了)

ソカ
ヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

194

電信写

大政事外外機官
務務典務
次次典務
臣官官審審長長
機機入電厚計
備備文会管給

調査長
参参折調
長長領移
領領移移

ア参地中東
長長北東西
参参北北保
中南南
欧欧参西京洋
長長西東

近ア参参近ア
長長次総経国万

長参貿統国
長参政技二
長協協長二
長国一理

長参参協規
長国参政経科

長参参社専
長管管内外
長文文一二

総番号(TA) 10084
71年2月27日14時40分 沖繩 務著 菅北
71年2月27日16時04分 本省 務著 菅北

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

けん民会議

第257号 平

往電第240号に関し

けん民会議は、23日及び25日の両日ゆう先議閣として
し問された冒頭往電要請書につき審議したところ、当方の
ちよう取したコメント次の通り。

1. アサト会長

会議は行政府側による項目ごとの説明とそれに対する各委
員の意見を聞くことに終始した。(欠席した委員も多かつ
た) 委員からは別段の強い反対意見も聞かれなかったが、
本土の場合に比し、戦後処理の点でおきなわがかなり立遅
れているとの認識が委員の間に根強い。来週早々にでも会
合して答申のまとめを行なうが、今後各種意見の整理統合
にはかなりの時間を要するかも知れない。

2. キクカワ委員(経済研究所主任委員)

会議の大勢は、概ね政府原案に同調する空気が強いが、全
体の配列をリアレンジすることが望ましいとの意見があり
、それを契機として軍用地等についての追加意見が盛り込

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

まれる公算もあり、成り行き次第では3月初めを目標とし
ている答申は延びる可能性がある。

(丁)

(主管課へ手交済、27日17:30)

-2-

外務省

至急

手紙
3/23
北米第一課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

秘密標記 (赤色)

第 142 号

(3/23 23)
(但し急務送付)
昭和 46 年 3 月 18 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高瀬 代



(件名)

復帰対策果民公議

引用公・電信
日付・番号

往電才 307 号 (マタ-マハ沖繩口
別)

3月11日 復帰対策果民公議 初任長主席

に提出した「復帰対策要綱才二次以降分要請」

に關する答申書(号)2部 別送送付才也。

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:

本信写送付先:

配付送:

GA-3-1

753

在外公館

于が、琉球政府復帰対策要綱、別送
「免許、資格許認可等」の調査」を送付越した
こと、
「復帰対策要綱(才二次以降分)要請
書、201、202、203」(往信才98号)の
附屬として送付願、たい。

GA-4

外務省

手紙
20
2
1
0
0

- 次理
- 首席事務官
- 総務
- 渉外調査
- 漁業
- 航空
- 協力
- 連絡調整
- 調査
- 力才
- 局庶務



復対第 6 号

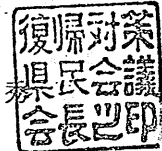
1971年 3 月 // 日

琉球政府

行政主席 屋良朝苗 殿

復帰対策県民会議

会長 安里源



「復帰対策要綱第2次以降分の要請について」に関する
諮問に対する答申について

1971年2月19日付復対第83号諮問第3号をもつて諮問の
あつたみだしのことについては、諮問以来継続的に審議を行ない、
新しい豊かな沖縄県づくりを目標として総合的に検討協議を重ねて
まいりました。

この答申の作成にあたっては、審議資料として提出された沖縄復
帰対策要綱要請書の要請事項50項目について行政・司法・法務、
社会・労働、教育・文化、産業・経済、運輸・通信、租税・財政の
6部門に組替え分類するとともに、各委員が要望された事項につ
いても新たに挿入修正して、3月10日第7回県民会議において、諮問
事項に対する最終的な結論を別冊「沖縄復帰対策要綱(第2次以
降分)要請書」のとおりまとめましたので、諮問第1号および諮
問第2号を含めてここに答申します。

一九七一年三月

沖縄復帰対策要綱（第二次以降分）要請書

目次

I 行政・司法・法務

一 第十一管区海上保安本部の設置	1
二 那覇管区気象台の設置	1
三 沖縄税関の設置	1
四 公務員の引継ぎ	1
五 沖縄県関係	2
六 元南西諸島官公署職員の恩給制度	2
七 免許・資格・許認可等について	3
八 南方同胞援護会の資産	3
九 裁判の効力	3
十 裁判所について	5
十一 軍用地関係等	6

II 社会・労働

一 国立医療機関の設置	9
二 疾病治療に係る公費負担	10
三 二十人以上を収容する診療所に関する暫定措置	11
四 臨床研修医制度	11
五 技術援助派遣医師の継続	11
六 無医地区勤務医師の確保に必要な特別措置	11
七 結核患者等の県外治療	12
八 労働基準法	12
九 労災保険・失業保険	12
十 基地関係業者の転廃業対策	12
十一 軍雇用対策	13
十二 台湾からの労務者の導入	13
十三 県市町村の事務配分	13

III 教育・文化

- 一 琉球大学保健学部医学科の設置 14
- 二 琉球大学に南北総合科学研究所の設置 14
- 三 国立海洋科学研究所の設置 14
- 四 私立大学等の振興 15
- 五 教育関係 15

IV 産業・経済

- 一 振興開発の推進体制 17
- 二 水道公社の資産及び米軍水道施設 17
- 三 自由貿易地域 18
- 四 電気事業 18
- 五 工業所有権 18
- 六 企業対策 19
- 七 特定企業の救済措置 19
- 八 漁船損害補償 20

九 指定漁業の継続と振興

- 十 旧漁業権の措置 20
- 十一 物価・公共料金 20
- 十二 物価対策としての現行輸入制度及び低関税制度の維持 21
- 十三 農業関係年金制度 21
- 十四 海洋万国博覧会の沖縄開催 21
- 十五 国立沖縄工芸技術研究所の設置 21
- 十六 道路の指定管理及び補償 22

V 運輸・通信

- 一 那覇航空基地ならびに那覇軍港 22
- 二 運輸関係 23
- 三 通信網の整備 24

IV 租税・財政

一 税制

二 円切上げを実施しないこと

三 戦時中の国等に対する債権の取扱

四 国有財産

五 琉球政府ならびにその機関の財産債権債務等の処理

六 沖縄総合開発特別措置法関係

I 行政・司法・法務

一 第十一管区海上保安本部の設置

第十二管区海上保安本部を設置すること。

沖縄は六十余の島々が南西に散在し、海岸線も長く、暗礁も多い。

近海は外国漁船の領海侵犯も多く、さらに台風の通路として遭難事故も頻繁に起つ

ている。また、台湾との間に国境があること等から救難、警備、灯台、水路等、海上

保安の強化を図ること。

二 那覇管区気象台の設置

那覇管区気象台を設置する。

琉球諸島は地理的位置から本土の気象監視網の最も重要な最前線であると共に、重

要な観測拠点である。

現在、琉球気象庁管内には三気象台、四測候所、四航空測候所が設置されており、

さらに復帰時点で那覇航空測候所が予定され、那覇における高層業務を合わせると大

きな業務量となり、へき地官署の運営統轄面からも管区気象台を設置すること。

三 沖縄税関の設置

沖縄税関を設置する。

琉球諸島は日本列島の最南端に位置し、東南アジア諸国との貿易の要衝である。現在貿易

取扱高も長崎税関とほぼ等量にあり、今後増大の途をたどる見込みである。沖縄税関

を設置すること。

四 公務員の引継ぎ

第一次分の復帰対策要綱に身分引継ぎが、うたわれているが、特に引継ぎ後において

て如何なる形にせよ、国側で強制的な退職の措置をとらないこと、また給与等について

ても従来より不利にならないような措置を講ずること、なお、年休積立分等については

も買上げ、又はそれに準ずる措置を講ずること。

五 沖縄県関係

県知事

復帰後公選による知事が就任するまでの間、復帰時点で行政主席であつた者を「知

事とみなす」法的措置を講じ、併せて行政主席の在任者が欠けた場合の措置も講ず

ること。

六 元南西諸島官公署職員の恩給制度

元南西諸島官公署職員の恩給制度については「元南西諸島官公署職員等の身分、恩

給等の特例措置に関する法律」を本土の恩給法並みに改正し、恩給額のレベルを本土

並みに引き上げるための措置を講ずること。

七 免許・資格・許認可等について

琉球政府が行なつた各種許認可及び免許・資格に関する行政措置については、過去におけるこれらの実績、経験等を考慮し、可能な限りこれを認めるよう措置すること。なお、従来制度のうえで、琉球政府になかつた免許・資格・許認可等についても特別な配慮をすることとし、具体的には別冊（免許・資格・許認可等の調査）によるものとする。

八 南方同胞援護会の資産

- 1 沖縄県民の福祉増進を図るため設置された、南方同胞援護会関係の資産は、復帰後も引続きその機能が十分發揮できるようにこれを管理している各団体等に無償譲渡する等の措置を講ずること。
- 2 県民の福祉増進を図るため設置された南方同胞援護会は、復帰後も当分の間存続せしめること。

九 裁判の効力

1 民事裁判の効力

- (1) 公序良俗に反しない限り裁判が有効であることを承認し、かつ、それらの効力を完全に存続させること。
- (2) 訴訟当事者の実質的な権利及び地位を如何なる意味においても害することなく、復帰の日に琉球列島における、いずれかの琉球政府裁判所に係属中の民事事件について裁判を引継ぎ、かつ、引き続き裁判及び執行をすること。

2 刑事裁判の効力

- (1)、日本国憲法及び刑事基本法令の趣旨に反しない限り、裁判が有効であることを承認し、かつ、それらの効力を完全に持続させること。
- (2) 復帰の日前に琉球政府裁判所に係属中の事件については、裁判権を引き継ぎ、かつ、引続き裁判及び執行をすること。
- (3) 復帰の日に抑留中の者に対しては、その取消又は釈放等の措置が執られない限り、引き続き日本国の当局の下に抑留されたものとする。
- (4) 復帰前の行為に対しては、行為時の沖縄に施行されていた刑罰法令を適用する

こと。

3 米國機関による裁判の効力

米國機関による裁判の効力は認めないこと。ただし、復帰の日これらの裁判所が科した刑により、服役中の者又は復帰の日これら裁判所に係属中の事件については、日本国の法令及び手続に従つて裁判権を行使することができるものとし、その場合、その者が、抑留中であるときは適当な措置が執られるまで引き続き日本国の当局の下に抑留されたものとする。

十 裁判所について

- 1 現在設置されている地方裁判所及びその支部、家庭裁判所及びその支部及び簡易裁判所の数、所在地並びに管轄区域は、当地の地理的事情及び交通事情によく適合し、住民より多年にわたり利用され、なまれているので現状のとおり設置すること。
- 2 檢察審査会は、一九六九年九月一日に発足したばかりで、今後一層檢察審査制度の普及宣伝に努めるとともに地域住民の声を檢察権行使の上に反映せしめるために、当地の地理的事情等も勘案し、最少限現在設置されている三か所の檢察審査会は、引き続き設置すること。

3 沖縄の地理的な特殊事情により、高等裁判所支部を設置すること。

- 4 琉球政府裁判所の職員は、國家公務員として身分を引継ぐとともに一定の任用資格又は任用基準を必要とする裁判官又はその他の官職に任用するに際しては、沖縄における制度、運用等を尊重して資格、給与等の取り扱いについて不利益にならないよう措置すること。

十一 軍用地関係等

1 軍用地解放

(1) 与儀ガソリンタンク地域、土ノ屋住宅地域、その他民間地域と混在し、經濟、社會の開発発展に支障を來たしている地域(各市町村から要請があった地域)を開放すること。

2 地籍の整備

(1) 沖縄では戦災により公図公簿を消失したので戦後所有権申告に基づいて、現行土地台帳及び地図を作成したが、応急的なために真実性を欠き、その結果地籍を混乱せしめている。特に軍用地及び開放部分の場合、境界原形は勿論、地形が変わり、土地の所有区分が不明確となり種々の問題を惹起しており、土地調査は難行している。このようなことから抜本的施策として沖縄における土地の実状に則して法令の改正

を行ない更に国の責任において早急に土地調査を完了させ地籍を整備する必要がある。
(2) 土地台帳作成時において申請をしないた為、公図・公簿も水となっている地主の所有権を確認し、適切な補償をなすこと

3 軍用地の契約

国の復帰時において、地位協定の適用により沖繩に軍用地を取得するに当つては、一括処理等の方法によらず、地主の意見が最大に尊重されるよう個々の地主と、あらゆる賃貸借契約を締結すること。

4 所有者不明土地

所有者不明土地については、無主物として処置することなしに、できる限り当該土地の所有権を確認し、それが不可能な土地はそれぞれ沖繩県又は市町村の所有に帰属させるよう措置すること。

5 非細分土地

軍用地中の非細分土地については、復帰後もその制度を認めて市町村の管理とし地料は当該市町村に支払うこと。

6 土地裁判所訴願事案の処理

米国民政府土地裁判所に訴願した事案で復帰の時までに棄却され又は未処理となっている事案については、国において適正な救済措置を講ずること。

7 復元補償

米国によつて使用が開始された土地で復帰前に復元補償がなされないまま返還された土地及び復帰後引き続き国により使用され、返還される土地に関し、復元補償責任が日米両国の何れにあるかについて返還協定で明確にすること。若し米国の責任が免除される場合は、国が全面的に補償すること。

8、滅失地の補償

米軍により土地が潰され、軍用地（実際には公有水面となつている那覇軍港等）として使用されている地域について地位協定に基づく施設及び区域として編入された場合は国において適正価格で補償すること。

9 通損補償

軍用地に使用されることに伴つて通常生ずる損失の一部（離作・残地・隣接財産及び漁業に対する補償）についての補償がなされていない。復帰の際には、これらの補償責任が日米両国の何れにあるかについて返還協定の中で明確にすること。若し米国の責任が免除される場合は、国が全面的に補償すること。

10 財産及び人身傷害の賠償

講和前、講和後の如何にかかわらず未補償になつてゐる米国軍隊、軍人及び軍属等の不法行為による財産及び人身損害に対する賠償責任について、日米両国の何れがその責任を負うか、返還協定の中で明確にすること。若し米国の責任が免除される場合には、国が全面的に補償すること。

11 入会制限に伴う損失補償

従来入会慣行のあつた山野（国県有）が米軍の演習場として接収され、当該山野への立入が制限又は禁止されたことに伴う損失の補償について、補償責任が日米の何れの国にあるか返還協定の中で明確にすること。若し返還協定の中で請求権（日本側）が放棄される場合は、国が全面的に補償するよう法律で明文化すること。

II 社会・労働

一 国立医療機関の設置

1 一般病院

沖繩における病院、診療所の現状は、その数において類似県平均に比べ $\frac{1}{2.1}$ 、

全国平均に比べて見ると $\frac{1}{5.2}$ で、さらに病床数で見ると類似県の $\frac{1}{2.6}$ 、全国平均の $\frac{1}{5.1}$ となり、本土類似県、全国平均と比べ大きな格差を生じているので、五〇〇床規模の国立総合病院を設置し、沖繩の医療水準の向上を図ること。なお現在の那覇病院は国立として当分の間、県が委託を受けて運営するが右の総合病院が設置されたときはこれに吸収すること。

2 精神病院

沖繩における精神障害者の有病率は、一、〇〇〇人に対し二六・〇人で、本土の十二・九人に比較して約二倍を示している。また、要入院患者数三、八二六人に対し、公私立を含めた病床数は一、三五四床で絶対数が不足している。よつて現在の琉球精神病院を国立とし、大規模の増設をするものとする。

3 結核療養所

沖繩における結核病床保有数は九九二床で、これを人口対比にすると本土の $\frac{1}{2}$ であるので施設の整備拡充を図ること。

二 疾病治療に係る公費負担
(精神病、結核病、性病等)

右の疾病等についての治療費は、沖縄における社会保険・医療機関の未整備等から自主的治療が困難であるので、国費負担とする措置を講ずること。

三 二十人以上を収容する診療所に関する暫定措置

沖縄の医療法に基づいて開設された診療所のうち、二十人以上の収容施設を有するものは、本土法の相当規定にかかわらず、一定期間従前の例により業務を行なうことができるものとする。

四 臨床研修医制度

医療法第十六条の二第三項によつて指定された病院は復帰後も同条第一項による指定を受けた病院とみなし、研修事業の継続を可能とするよう特別な措置を講ずること。

五 技術援助派遣医師の継続

沖縄の医療の資質の向上のため、本土政府援助による専門医の派遣により絶大な効果を挙げてきたが、復帰後も当分の間、これを継続すること。特に、結核、癩および精神病対策の分野では、本土のそれに著しくおこなれているので、復帰後も継続して重点的にこれを行なうこと。

六 無医地区勤務医師の確保に必要な特別措置

現在の琉球政府立診療所（三三か所）は復帰後も当分の間県立診療所として運営する計画であるので、四〇有余の離島をかかえた沖縄県で現在同等またはそれ以上の医師数の確保と待遇が可能となるよう特別の措置を講ずること。

七 結核患者等の県外治療

「結核患者及び心臓疾患児童の本土送り出し」の行政措置を復帰後も当分の間継続すること。

八 労働基準法

沖縄の労働基準法上の労働者の権利となつていっているものについては、労働条件の低下を招かないように、かつ、労使間で円滑に処理できるような措置を講ずること。

九 労災保険・失業保険

沖縄の労災・失業両保険は現在の料率でも黒字をみている現況からして本土の料率が沖縄並みに改正されるまで、それらの料率は現在の料率とするような措置を講ずること。

十 基地関係業者の転廃業対策

米軍基地の縮小に伴い、転廃業を余儀なくされる基地内免許業者、その他基地依存

度のきわめて高い業者については、転廃業資金等の特別措置、失業する従業員には再就職対策並びに退職金等の特別措置等を講ずること。

十一 軍雇用対策

軍雇用員(軍の極産用員を含む)の実態並びに基地の労務需給の将来の展望を明確にし、基地労務者の整理にあつては解雇予告期間の延長、十分な離職者補償を配慮するとともに経済社会の受入れ態勢と調和のとれた方法を講ずること。

十二 台湾からの労務者の導入

沖縄の基幹産業である糖業及びバイナップル産業の合理化が促進され、かつ、該季節労務者の供給体制が確立されるまでは、台湾からの労務者が導入できる特例措置を講ずること。

十三 県市町村の事務配分

1 市に係る福祉事務所の配置義務

市の福祉事務所設置義務については、復帰時点においては全面的に実施することを原則とするが、市の行財政水準及び専門職員の確保等の問題により一部の市においてはこれが困難なことが予想されるので県への業務委託を考慮し、その業務を段

階的に実施すること。

2 市町村における衛生関係事務

(伝染病予防法、予防接種法、結核予防法関係)

右三法律による実施の主体については、復帰時点において全面的に本土法を適用することを原則とするが、実施については、支障のないよう措置すること。

III 教育・文化

一 琉球大学保健学部医学科の設置

沖縄は、医療及び保健面で著しくたちおくれしている。

医師不足を解消し、医療事情を改善するために、琉球大学に医学科を設置すること

は県民多年の願望であるので同大学に医学科を設置し、強化すること。

二 琉球大学に南北総合科学研究所の設置

沖縄はわが国の南の先端に位置し、東南アジアとの地理的、気象的、文化的接点にあたる。琉球大学は、同地域に関係のある自然及び文化の研究並びに相互協力による学術交流の中心的役割を果たす必要がある。

そのために、琉球大学に、人文・社会科学・熱帯医学・熱帯農業・海洋科学・台風研究・語学研究等の分野を包括した南北総合科学研究所を設置すること。

三 国立海洋科学研究所の設置

海洋資源の開発が叫ばれている今日、その研究の場としての沖縄の海は貴重な対象と

されていることから海洋科学研究所を設置しあらゆる面からの海洋開発を促進する必要が痛感されるので国立の大規模な海洋科学研究所を設置すること。

四 私立大学等の振興

沖繩における私立学校の諸施設は、教育の重要性に鑑み独自の力で営々と積み上げ現在に至ったものである。しかし、沖繩の経済圏の狭小等から本土のそれとは規模的にも大きな格差があるので、その是正のため国が補助、融資等の措置を講じ、その存続・向上を図るものとする。

五

1 宗教関係

現に宗教団体法によつて認可された法人は、本土法による宗教法人となるよう所要の経過措置を講ずること。

2 教職員の資質向上

研修計画に対する助成
現在実施している教育指導委員の派遣、現職教員講習会講師の派遣、現職教員等の本土研修の諸制度を復帰後も当分の間継続するものとし、国は技術的財政的援助を与えるものとする。

3 学校安全会

現在の沖繩学校安全会は、復帰時点で日本学校安全会の県支部となる措置を講ずること。

4 琉球育英会

沖繩学校安全会は現在の掛金でも黒字をみている現状からして掛金については、暫定措置を講ずること。

(1) 琉球育英会の奨学生であつた者の奨学金の返還業務は、琉球育英会解散後は、沖繩県育英会が取扱い、返還金は県育英会の資金にあてること。

(2) 沖繩県育英会の設立に当り、国は、その円滑な発足と継続維持のため復帰記念育英奨学基金に対して資金を支出すること。

5 教職員定数の維持確保

国の標準法を適用する場合、過剰となる教職員等については、国は、国庫負担教職員として、所要の措置を講ずること。

6 学校施設並びに用地の確保

県立学校及び市町村学校の施設、特に用地の購入については、沖繩の現状にかんがみ、特別な補助又は融資の措置を講ずること。

7 幼稚園教育の振興

沖繩の公立幼稚園教職員の給与等については、沖繩の実情にかんがみ、特別な国庫補助を行なうこと。

8 教育区債

沖繩の教育区債の処理については、その償還が円滑に処理できるよう、融資等について特別な措置を講ずること。

Ⅳ 産業、経済

一 振興開発の推進体制

1 沖縄の復帰に伴う新全国総合開発計画および新経済社会発展計画の改訂について、新全国総合開発計画および新経済社会発展計画の中で沖縄地域を独立したプロジェクトとして位置づけるように改訂し、さきに琉球政府が策定した長期経済開発計画が実現できるような措置を講ずること。

2 水資源開発の促進

沖縄は豊富な雨にめぐまれながら、大きな河川や湖沼がなく水利用上きわめて困難な状況下であり、水資源の確保が本県経済発展のあい路となつてい

したがつて、今後、内陸ダムや河口ダムの積極的な開発により水資源を確保し、低廉で安定的な水の供給を図る必要がある。この調査開発には多額の資金と高度の技術を要し、県財政での負担は困難であり、また原水コストも高くなるので、水源地と送水施設については国がこれを開発すること。

二 水道公社の資産および米軍水道施設

公社の資産および米軍の水道施設については、無償で沖縄県に譲渡すること。

三 自由貿易地域

自由貿易地域制度の存続を講ずるとともに、同地域が沖縄の経済並びに東南アジア貿易における日本の玄関としての役割を十分発揮し得る規模に拡充整備すること。

四 電気事業

1 経営

即設の発電、送電については配電とともに地元民間会社（統合）が行ない、新規の発電、送電は、電源開発株式会社が行なう。

2 琉球電力公社の資産は、無償で沖縄県に帰属するものとし、その処理等（払下、貸与、出資等）については、県と事業者との間で別途に決める。

五 工業所有権

1 本土特許権に係る発明等の工業所有権を実施又は使用している沖縄企業に法定実施権及び法定使用権を設定し、沖縄の企業活動が不利にならない方向で既得権を調整するための特例措置を講ずること。

2 商標法第三十二条第二項の規定（商標権者等の識別請求権）の適用に関しては、沖縄の需要者に沖縄の企業の商標であると広く認識されている場合は、これを適用

しないとする特例措置を講ずること。

六 企業対策

1 製造業

- (1) 原材料の輸入に対し関税の暫定措置を講ずること。
- (2) 生産品に対する物品税消費税・酒税等の減免の暫定措置を講ずること。
- (3) 重要産業に指定される企業に対しては、法人税等の減免措置を講ずること。
- (4) なお、重要産業に指定された企業に対して、県税及び市町村税を減免するとき
は、同時に基準財政収入額の特例を講ずること。

- 2 観光シヨッピング

(1) 観光政策面から重要な品目については輸入に際して、関税の暫定措置を講ずること。

- (2) 県内加工品の重要な品目については物品税消費税・酒税等の減免の特例措置を講ずること。

七 特定企業の救済措置

- 1 制度移行に伴い転廃業を余儀なくされる事業（タバコ製造業、葉タバコ生産者、

製塩業、通関業、自動車検査業）については、適正な補償を行ない、転業に際しては、転業資金の融資等十分な配慮をなすこと。

- 2 離職を余儀なくされる従業員については、十分な離職者補償を行なうとともに再就職の斡旋を強力に推進すること。

八 漁船損害補償

漁船損害補償法の適用については、現行の制度より不利とならないように、一定期間暫定措置を講ずること。

九 指定漁業の継続と振興

沖繩の漁業法に基づいて、許可した指定漁業については、地域漁業が混乱しないように、復帰後も継続する措置を講じ、併せて指定業種にかかる沖繩の中小漁業振興計画の継続措置により、その経営近代化等の振興を図ること。

十 旧漁業権の措置

沖繩の旧漁業権については、本土の旧漁業権に関する補償等に準じて措置すること。

十一 物価、公共料金

復帰に伴い沖繩の諸制度が本土のそれに移行する場合、公共料金を含め物価に対し直接的な影響を与えると予想される諸制度については、特別な措置を講ずることとし、

復帰による物価の上昇をきたさないよう措置すること。

十二 物価対策としての現行輸入制度及び低関税制度の維持

沖繩の現行の輸入制度、低関税にかかると一般消費物資、工業用原材料等については、現行の輸入制度及び低関税制度を継続する措置を講ずること。

十三 農業関係年金制度

1 農業者年金制度については沖繩の実状を考慮して被保険者の資格条件、受給資格期間及び復帰までの掛金等について特別措置を講ずること。

2 沖繩の農林漁業団体職員共済組合法に規定する農林漁業団体は、本土の当該法律にいう農林漁業団体とみなす措置を講じ組合員、期間についても特別措置を講ずること。

十四 海洋万国博覧会の沖繩開催

沖繩における海洋万国博覧会の開催を実現すること。

十五 国立沖繩工芸技術研究所の設置

沖繩工芸品は国内でも独得な地位を占め、世界的にも名声を博しているが、更に強力な国家機関による技術の開発指導が要請されている。

経済産業振興の観点から陶器、漆器、紅型、織物、サンゴなど、沖繩工芸品の技術開発をはかるため国立沖繩工芸技術研究所を設置すること。

十六 道路の指定、管理及び補償

1 軍が現在維持管理している道路は、国道に指定すること。
2 国道に指定できない部分についても、移管に伴う費用は、復帰に伴う措置として、国の責任において処理すること、またこれらの維持管理については、可能な限り国が直接これを行なうこと。

3 琉球政府の管理している政府道は、沖繩の特殊事情を勘案し、本土道路法の国道指定基準を緩和してできるだけ国道に指定する措置を講ずること。

4 戦時中米軍によって作られた道路は、未補償のまま政府道市町村道として使用されていくが、その責任において、その補償の措置を講ずること。

V 運輸、通信

一 那覇航空基地ならびに那覇軍港

沖繩の経済発展および国内・国際観光の発展に伴い総輸送量の飛躍的な増大が見込まれるのでこれら施設を拡張整備し、民に移管すること。

なお、民移管に際し、那覇航空基地は、第一種空港とし、那覇軍港は、県管の特定重要港湾に指定する措置を講ずること。

二 運輸関係

1 本土の国鉄や国道にかわる統路の整備

沖縄県にあり本土の国鉄や国道の役割を果している本土・沖縄間航路及び先島航路ならびにその他離島航路に対し国は次の措置を講ずること。

- (1) 本土・沖縄間航路及び先島航路においては、当分の間、現航会社以外の船舶の配給を規制し、航路秩序の安定を維持されるよう特別なる措置を講ずること。
- (2) 復帰後設立が予定されている沖縄開発金融公庫に船舶建造融資の特別枠を設け、船舶の代替並びに近代化、合理化のための建造を容易ならしめること。
- (3) 本土・沖縄間航路及び先島航路その他離島航路の改善と船舶の大型化を含む合理化、近代化を促進するため港湾の整備を早急に実施すること。
- (4) 本土・沖縄間に大型貨物冷凍船の就航を可能にするための財政措置を講ずること。
- (5) 本土・沖縄間航路及び沖縄列島間航路において海運業を営む沖縄船社に対しては、本土復帰と同時に日本内航資格業者として認めると共に、その保有船舶中、本土・沖縄間及び沖縄列島間航路に就航している船舶に対しては、本土復帰と同時に内航登録船とする。又復帰の時点において内航海運業法に定める免許基準に満たざる業者はある一定期間を定め、必要な条件を具備せしめること。

2 辺地離島バスの整備

沖縄の辺地離島の交通機関は主としてバス・タクシーであるが、人口の過少等から、その企業性に乏しいので国の補助による交通機関の整備強化を図ること。

三 通信網の整備

沖縄の離島における通信網については、十分に整備されてないのでその措置を講ずること。また、テレビの同時放映についても措置を講ずること。

VI 租税・財政

一 税制

1 県税、市町村税の準備措置

(1) 県税について

県財源の基幹となる県税については、復帰の時点から原則的に関係法令の適用ができるようにするが、実状に即して所要の措置を講ずること。

(2) 市町村税について

所要の措置を講じた上で原則的に本土法を適用する。

ただし、税率については、税目により段階的に本土標準税率に引き上げる。

なお、国有資産等所在市町村交付金及び納付金などについては、復帰年から交付を受けることができるよう評価時期の特例を設けること。

二 円切上げを実施しないこと。

沖繩の復帰前に円の切上げが行なわれると、沖繩の社会経済に大きな混乱と甚大な打撃を与えるので、沖繩の復帰までは絶対に円切上げをしないこととし、交換率は一円対三六〇円とする。

三 戦時中の国等に対する債権の取扱

1 戦時中、沖繩県民が国等に対して有した債権について、米国海軍軍政府布告第五号（金融機関の閉鎖及び支払停止令）により支払がなされないままになっているが、復帰後、これら債権の支払いについて、時効その他制限を規定する国内関係法令の特例措置を設けて、すみやかに支払いできるようにすること。

2 その場合、戦後の物価指数、貨幣価値の変動を勘案した金額にすること。

四 国有財産

1 国有財産のうち沖繩県または市町村に譲渡することを適当とするものについては、当該地方公共団体に無償で譲渡すること。

2 沖繩県の経済、社会開発発展のための必要な国有地、西表の移住地は、地方公共団体、関係者（移住地）へ無償または特別の価格で譲渡すること。

3 第二次大戦中収用もしくは買収した土地については、復帰後直ちに旧地主へ返還するものとする。

五 琉球政府ならびにその機関の財産、債権、債務等の処理

1 琉球政府ならびにその関係機関の財産等は、所要の調整を行なつたうえ、原則として国県等への事務の所屬先に応じて承継すること。

2 一般会計の借入金は、沖繩県の負担にならないよう国が特別の措置を講ずること。

3 社会保険特別会計中の短期給付関係保険の積立金は沖繩の社会福祉医療等の施設整備に充当すること。

4 琉球電信電話公社の剰余金は、沖繩の電信電話施設の整備拡充に充当すること。

六 沖繩総合開発特別措置法関係

1 沖繩開発金融公庫

(1) 沖繩経済の振興開発を促進し、県民生活の安定向上に資するため、長期の資金を供給すること等により民間の投資および一般の金融機関の行なう金融を補充し、または奨励するためにあらたに政策金融機関を設置すること。

(2) この金融機関は、公法人とし業務および人事については、主務大臣の監督を受けるが、沖繩県知事に大巾な権限を委任することを政令で定めること。

(3) 資本金は、公庫に承継される琉球政府の

産業開発資金融通特別会計

運搬船建造資金融通特別会計

本土産米穀資金特別会計 および大衆金融公庫ならびに琉球開発金融公社の資産の価格から負債の金額を控除した額と、国が出資する額の合計額とし、国は、毎年度予算の範囲内で資本金の額に達するまで出資すること。

2 県企業局

沖繩県の開発事業を総合的に、かつ、効果的に実施するため、次の内容を盛り込んだ企業局を設置するので、次の措置を講ずること。

(1) 業務 琉球水道公社、沖繩下水道公社および琉球土地住宅公社の行なっている業務のうち工業用地等に関する業務ならびに工業用水道事業、都市開発事業、軍用地開放に伴う跡地の再開発事業等を行なうこと。

(2) 既存の関係公社等は、沖繩県がこれを承継すること。

(3) 国の特別助成等……… 国は、沖繩県企業局に対し資金の融通補助等特別な助成をすること。

3 財政制度上の特別措置

沖繩総合開発特別措置法（別途要請済）による特別助成、地方債の特別措置、地方交付税の特別措置等財政上の特別措置を講ずること。

(1) 地方交付税法

ア 復帰に伴う交付税の増額分を確保するため地方交付税の総額の改正を図り、算定に要する統計・資料等が調査整備される間は、沖繩にある統計・資料等に読みかえるものとする。

イ 復帰に伴う事務、事業が多いにもかかわらず特別交付税で措置できないものが多いうえにさらに、自主財源は少ないことが考えられるので一定期間基準財政収入額を従前の百分の七〇とする。

ウ 復帰後の経過措置等により税収が期待できない場合、あるいはその他の税制について特別措置が設けられる場合は、基準財政収入額の算定に必要な措置を講ずる。

エ 基準財政需要額の算定で特に投資態容補正について一定期間割増し、その他所要の特別措置を講ずる。

オ 特別交付税額の算定に当つては、沖縄の特別な財政需要を反映させるよう十分な配慮をする。

カ 復帰後の沖縄県の財政支出をまかなうため、すみやかに所要額を交付できるようにする。

キ その他各種制度について特別措置が講ぜられる場合は、これに伴い必要な地方交付税制度の特例規定を設ける等の諸措置を講ずるものとする。

(2) 地方財政法

国、県、市町村の行政事務の分担とその実施体制、財政措置等について、本来の制度と異なるものについては経過措置、特例措置等を講ずること。

(3) 地方財政再建促進特別措置法

歳入欠陥を生じた団体の地方債制限等の規定の適用は、一定期間これを猶予すること。

(4) 地方債にかかると法令（地方自治法等）

地方債の許可に当つては、起債の制限を緩和し、起債充当率を高める等の配慮をすること。

(5) 特別助成

一九七〇年十月二十二日づけ提出した「沖縄総合開発特別措置法に関する立法要請」による特別助成をすること。